

のう一つ間接説が一つあります。

もう一つ間接税であります。これは今後の検討課題であるということにいたしております。第四点は、納税環境の整備ということであります。

して、これは主として税負担の公平を求めるといふことで、制度の上ののみならず執行面においても税の公平が確保できるような措置を考える必要がある。

あるところであります。

強い要求がございましたけれども、多くの意見は、この際やむを得ず所得税減税は見送るということにしておきたいのです。

次は、五十六年度の税制改正についての答申であります。この際は税制調査会の委員の任命があり、また、税制調査会の運営方針が決まりました。

えがございまして、一部新しく委員がおかわりになつた調査会であります。これは昨年暮れに答申をいたしております。

この答申のおおよその考え方を申し上げますと、まず二兆円国債の発行額を減額するところとあります。

次は、歳出についてであります。歳出につきましては、一般会計の歳出総額におきまする割合を一ヶた台に抑えるという要請であります。

次は、歳入面でありますと、昭和五十六年度ではある程度の、相当規模の自然増収が見込まれるにござりますが、この自然増収の分は公債の減り

額、それからこれまでの国債費、それから地方交付税の增加分といったようなものに大体消化され

てしまふ」ということがあります。したがいまして、歳出を徹底的に見直しまして節減、合理化するという傍ら、歳出の伸びも最小限度やむを得な

いといふものがありますれば、このために必要な財源については税負担の増加に求めざるを得ないだろう、こういうようなことであります。

それと具体的に申しますと、もうすでに御承知のとおり法人税率を一律2%引き上げる。酒税につきまして従量税率を原則として2%引き上げ

る。物品税については新規開発物品等を中心にして

まして新しく課税対象にする。乗用車等につきましても最小限度若干の税率の引き上げを図る。印紙税につきましては定額税率それから階級定額税率を二倍程度に引き上げる。それから階級定額税率の最高価格の幅を検討し直す。有価証券取引税率につきましては、国債を除く公社債の税率を五〇%引き上げる傍ら、一般の譲渡の場合の株式の税率を二〇%程度引き上げるというようなことが具体的な内容でございました。

最後に、今後の税制調査会の進め方について簡単に申し上げます。

今後の税制調査会の進め方につきましては五十六年度の税制改正の答申の中にごくわずかばかり触れておりますが、申すまでもなく引き続き財政体質の改善ということに最大の努力を払うことが要請されておりますが、税制面におきましては、中期税制の答申でもって検討課題であるといふうにいたしました諸問題を各般の観点から検討を進めてまいりることになつておりまして、これを受けまして昨年十二月の税制調査会の総会で特別部会を設けてこれらの検討を早目に行つたらどうかということにいたしました。具体的にいつ新しい年度の総会を開くかまだ決定をいたしておりません。私限りの考えでありますけれども、国会で財政のあり方なり今後の税制のあり方なりについて大きくなりいろいろ御議論、御意見の御開陳あるようでございますから、そういうことについての報告ができるだけ早い機会に求めまして、特別部会において具体的な必要なことの検討を始めるというようなことにしたらどうかというふうに考えております。

以上でございます。どうもありがとうございました。(拍手)

○大原(一)委員長代理　ありがとうございます。

○名東参考人　名東でございます。

時間が十分間に制約されておりますので、まずイントロだけ申し上げて本論は後の御質問に応じた。

たい、こういうふうに考えております。まず強調したいことは、国民の生活者ニーズといふものが多様化し個性化しておるという現実に御注目願いたいと思います。メカトロニクスを中心とするシステム産業にしましても——御存じのように、重化学工業の斜陽化は明らかではないかと思うのであります。レジャーとか保健、生涯教育産業などの生活産業にしましてもまた流通産業にしましても、すべて目指す相手はエンジニア、デザイナーとしての生活者である。目覚めつゝある消費者であるということです。この個性化し多様化しつつある生活者ニーズに呼応して新しい型の企業人、従来の会社べったり人間にかわる新しい仕事人間、したがって中小企業にも出番があるということ、そういうことです。この個性化し多様化しつつある新風が産業界にも起これりつあるということに御注目願いたい。

ところが国家財政はいまだに巨大信仰ですね。大きいことはいいことだ、そういったような巨大信仰に取りつかれておる。旧態依然たる高度成長体質にしがみついておる、拡大しようとしておる。脱大量化、マス化から脱却しつつある国民一般に対して、いまだに規格化されたお粗末な、金をばらまくようなサービスしかできないおるわけです。本当に求めておるきめの細かい公共サービスができないない。

しかも、国民党は物価上昇に見合わないベースアップによって実質所得の目減りを來している。税金や社会保険費などの非消費支出の増大のため、G.N.P.の中で五九%を占めておる個人消費支出、これが停滞しておる、住宅需要が落ち込んでおる、民間設備投資も頭を打った、そういうようになります。足を引つ張つておるわけであります。

欧米では御存じのよう、新しい人間関係としての家庭の見直しとか家計経済の重要性というものが再認識される中で、家庭の崩壊というものはわが国の将来に重大な禍根を残すのではないでしょ

入らないで残念であります。が、上期の平均月取
が三十六万六千円、これはもとと高い方がいいと思
うのです。この勤労所得税が約一萬円ですが、五
十六年のベースアップを八%とすると、八%とい
うのはやはりもとと高い方が、不況対策の上から
嫁を考慮しますと一万円強の増税となります。こ
の一万円強の増税といいますのは、限界税率が
四三・七%，なむち国民所得の五十六年度増分が
十八兆三千億円でありますので、それをそれで
五十六年度の増税分八兆円を割りますと四三・七
%，非常に高い税率ではないかと思うのです。
皆さん御存じのように、パーキンソンの第二法
則で、三〇%を超えるとアメリカのようないくつか
な影響力が減退する、三六%になるとイギリスの
ように必ずしも直接的ではないにせよ、完全かつ
最終的な悲劇が訪れる。パーキンソンの法則では、
は、一〇%でよい、やむを得ないときは二〇%まで
でだということをうたつておるわけです。松下幸
之助さんも大体同じようなことを言つておると思
うのです。こういつたような大きな増税に加え
て、公共料金等の引き上げに伴う負担増が一萬円
強、波及効果まで含めますと、私の計算では少な
くとも三万円増になる。わずか一年間で家計の公
的支出は三倍強となる。

ところが大蔵省の「財政の中期展望」によると、
御存じのように新しい新消費税を初めとして大増
税を企画しておる。次から次へと企画しておる。
大きいことはいいことだ、モア・アンド・モア、
もっともつと、そういつたような無限大信仰によ
らわれておるのではないか。まさに肥大の中に肥
え、どんどんと太ることにのめり込んでおる。そ
ういったような財政膨張といふものは、御存じの
ように圧力団体などによるペイの奪い合いっこ、
それのツケが結局回り回つて財政膨張になる。そ
れがインフレを助長する。御存じのように公共事
業費でも生産性効果よりもインフレ効果の方が高
くなつておる。そうすると、インフレの半面はコ

スト高によって不況をますます足を引っ張る。したがつて民間の活力の衰退となり、国民生活のペルダウンとなる。こういったような悪循環をくり返していくかざるを得ない。こういったような常に危ない瀬戸際にいもあると思うのであります。が、予算を制する者は国を制するというイギリのことわざがあるわけであります。政府税調をされみのに使って、また政府の政治責任という衣陰で大蔵省の密室作業というものが進行してゐる。最近は、失礼ですが、自民党さんの税調をめとして、多少は勢いを得ておるようになりますが、しかし実態はまだまだ大蔵省の原案づくりどこまで修正力があるかとなると、はなはだ問ではないかと思うのであります。

このままの増分主義とか圧力方式のミックスは、非常事態に対処できない。非常事態とはどういうことかということは御質問で答えるたいと思ひますが、私は五十三年前の恐慌が襲いかかって、その可能性は多分にあると見ておるわけであります。政党人の真骨頂というのは肉を切らして骨を折るというやり方ではないかと思うのであります。が、本来、中立的、技術的なシビルサー・バント、あるべき官僚の本質に引き戻す。そのためには失礼であります、政党自身の政策能力を向上させる。私利私欲を断つて率先垂範する。たとえばば助金のような問題であります、財政上の独善と非公開性に風穴をあけるディスクロージャー、情報の公開ということ、こういったようなこと、非常に大事であると思う。それからいま問題にしておる行政改革に対するチェック、監視機能確立、たとえば国民投票、欧米でよくやられるような国民投票に訴える、住民投票をもつとこども用する、こういったような形が好ましいのではないか。

本当に生き抜いていく、勝ち抜いていくといふことは、イノベーションを続けていくということだと思います。保守の本質といえども、常にノベーションを繰り返すことによつて古きよきのを守ることができぬのではないか、こういう

うに思うのであります。
はなはだ簡単ですが、イントロはこの程度にしておきます。(拍手)
○大原(一)委員長代理 ありがとうございます。
次に、和田参考人にお願いいたします。
○和田参考人 立教大学の和田でございます。
昭和五十六年度の税制改正に関連しまして若干意見を申し述べまして、御参考にしていただければ存じます。
五十六年度の税制改正関係では、初年度一兆四千億円弱の増税になつてゐるわけでありますけれども、この増税案、全体として見ますと、国債の二兆円減額という政策目的のために可能なところで財源あさりをして增收を図つたという印象を強く持つわけであります。五十六年度の予算編成は早くから二兆円国債減額が言われていたわけであります、そのためには財政体質の改善を強く進めるということがかねてから要請されていたわけであります。政府税制調査会の昭和五十六年度の税制改正に関する答申におきましても、高度成長期に生じた歳出の増加傾向を是正し、財政体質そのものを改善するためにも、また負担引き上げについての納稅者の理解を得るために、思い切つた歳出の節減合理化が望まれるという趣旨のこと書かれておりまして、これが五十六年度税制改正の前提であるという意味合いのことが述べられているわけであります。ところが、こうした前提条件というものがほとんど達成できないま増税だけ先行したというのが実情ではなかろうかといふうに思うわけであります。したがいまして、仮に増税をするといつても、これが財政体質の改善につながるということでありますならばいいわけでありますけれども、そしてまたその増税がかねてから指摘されておる不公平税制の是正というものの結びつきてくるということであればよいわけですけれども、そんならなかつた这样一个で問題が後に残るのではないかというふうに思うわけです。

つまり、この増税分が結果的に財政膨張をもたらしたということによりまして、これがまた次年度、そしてまたその次々年度というふうに財政膨張の要因となるという意味で後年度にツケを残すことになり、恐らく五十七年度以降になりますとまたそのための増税が必要になってくる。つまり本年度の増税が五十七年度以降に増税を生み出すということになつてくるのではなかろうかといふ危惧を持つわけであります。したがいまして、五十七年度以降において仮に、言われております大型間接税というふうなものが登場するとしますならば、それは従来言われていた財政再建のためにではなくて、五十六年度においてこのような財政、税制政策をとつたことのツケである、その結果であるという新しい要因によって大型間接税の必要性が出てくるのではないかということを心配するわけであります。

現在の財政全体の事情から言いますと、かねて財政危機と言われていた状態からすると相当程度速いテンポで好転しているわけであります。したがいまして、ある程度このように財政が好転してきた現在こそ、物価調整減税を行つて不公平税制を是正する非常にいい時期ではなかろうかと思うわけでありますが、そうした点が十分に行われていないのではないかという心配があるわけであります。

そのうちで特に私が強調いたしたいのは、所得税における物価調整の問題であります。物価調整が現在必要であるという第一の理由といたしましては、所得税におきましては昭和四十九年度から税率が動かされていない、五十三年度から課税最低限が据え置かれているということによって実質税率が増大してきているということであります。そしてまた第二点といたしましては、そのような税負担の増大というのが所得階級別、所得種類別に不均衡をもたらしてきていて、所得税納税者間の不公平を拡大させてきてるという点であります。それからさらに経済全体に対する影響からいたしますと、消費需要の減退ということによ

つて経済に対し好ましくない影響も見られるものではないか、こういうことも同時に指摘できるわけであります。

こうした点から言いまして、五十六年度におきましては物価調整の必要というものが緊急不可欠ではなかろうか、こういうふうに考へておきましても、私はそれらの問題とは一応切り離して、れども、これらはそれらの問題とは一応切り離してしまっては、課税最低限が国際的に見てなお高い水準にある、また財政再建が重要課題であるといふような理由が挙げられているわけでありますけれども、私はそれらの問題とは一応切り離して、いま指摘されているような問題は確かに議論されてしまかるべきだと思いますが、しかし、それとは全く別に、インフレ下におきましては物価調整をする必要性があるのではないかというふうに考へておきましても、どうも議論が混同されてしまうべきであります。負担水準の問題と物価上昇に対する調整の問題はやはり切り離して考へるべきであります。

それから、五十六年度の税制改正におきましては、法人税の改正がかなりのウエートを占めています。法人税の税率が全体としてほぼ二%引き上げられたということになりますが、このような税率引き上げによる法人税の負担増となるわけであります。法人税の税率が全体としてほぼ二%引き上げられたという点であります。法人税の税率がかななりのウエートを占めていふのは、必ずしも私自身反対ではありません。このように考へておきましても、法人税の負担増と法人税の税率引き上げによる法人税の負担増との関係は、必ずしも私自身反対ではありません。このように考へておきましても、法人税の負担増と法人税の税率引き上げによる法人税の負担増との関係は、必ずしも私自身反対ではありません。

かねて法人の税負担の度合いから、負担の余地があるというふうに考へておりましたし、税負担の増を図るといったしますれば法人税の負担について考へておりましたので、その点については特に反対ではないわけであります。

ただ、法人税の性格につきましては種々議論があつたところでありますて、これは税制調査会の中におきましても議論がされていましたように聞いておるわけです。しかし、これらの法人税の性格について十分な議論がされていない、あるいは法人税

の負担の内容について所得階級別あるいは資本階級別等、企業規模による格差等について十分な結論が出ていないわけでありますて、それらについて十分議論をしなければならないのではないかと、いうことが一つ。

それから、そのような点を踏まえてみますと、全体として同率、つまり二%の税率の引き上げではなくて、所得あるいは資本金階級等による累進的な税率の導入というものが妥当ではなかつたのかというふうに考えるわけであります。あるいは超過利潤税等の導入による法人の税負担に対する対応というのも必要だったのではないかとかといふように考えられるわけでありまして、一律の二%の税率引き上げという手法については疑問を持っているわけであります。

なお、その他不公平税制の是正につきましては、資産所得課税あるいは資産保有に対する課税等問題が残っているところでありますて、これらについて、富裕税の導入を初めとして今後問題があるのではないかというふうに考へておきたいと思います。（拍手）

その他幾つかの短期的な課題あるいは長期的な問題というものもござりますけれども、さしあたって以上のような点を申し上げておきたいと思います。（拍手）

○大原（一）委員長代理 ありがとうございました。

以上で参考人からの御意見の開陳は一応終わりました。

○大原（一）委員長代理 これより参考人に対する質疑に入ります。平林剛君。
○平林委員 ただいま当委員会に対しまして大変貴重な参考意見をいただきまして、まことにありがとうございました。いまのお話を聞きながら、それぞれの参考人に私の考え方を申し述べながら御意見を承りたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず最初に、小倉参考人にお願いしたいと思います。それは、最近の政府の増税政策に対する考え方と税調の基本的な考え方から少しずれが出てきたのではないかと思つておるわけであります。いまお話をございましたように、昭和五十六年度の税制改正に関する答申は、その基本的な考え方として財政体質を改善するために税制上とするべき方策について述べるとともに、国や地方の負担の引き上げの具体的検討対象として課税ベースの広い税にこれを求めざるを得ないというのが税調の基本的な考え方でありまして、いわば大型消費税導入を示唆した、こう受け取つておるわけでございます。そして、いまも今後の調査の方向としてお話をございましたが、これらの問題についてどう対処するか研究を重ねていきたいとお述べになりました。

政府も、初めはこの答申を受けた形で、五十六年度の税制改正は、現行税制の基本的な枠組みの中で増税をするという考え方方に立ちまして、この国会に所要の法律の改正案を提出しておることは御承知のとおりでございます。しかし、大型消費税の問題につきましては、この国会の論戦を通じまして国民的な幅広い批判を受けまして、ついには財界までが増税率なき財政の再建という要望を強めてまいりました。鈴木総理大臣も、五十七年度は大型消費税の導入はもちろん、増税は一切しないといいう決断をいたしまして、国会に対してもその旨を明らかにしております。大蔵大臣の方も、行政改革に政治生命をかけるとまで言つた総理大臣の意向を無視するわけにいきませんし、この考え方方に同調する態度を示しております。つまり、鈴木内閣は税制調査会が示唆したところの大増税路線を回避するという方向転換をしたと一般的に受け止められておるわけですね。これは税制調査会の基本的な考え方に対しまして、初めはともかくとして、国会の論戦あるいは国民の総批判というものを受けて税調の考えに否定的な方針をとるに至つたんじゃないのか。税制調査会の会長といった

まず最初に、小倉参考人にお願いしたいと思いま
す。それは、最近の政府の増税政策に対する考え方
方と税調の基本的な考え方とに少しずれが出てきたの
ではないかと思いまして、これに関する御意見
を承りたいと思っておるわけであります。
いまお話をございましたように、昭和五十六年
度の税制改正に関する答申は、その基本的な考え方
方として財政体質を改善するために税制上とするべ
き方策について述べるとともに、国や地方の負担
の引き上げの具体的検討対象として課税ベースの
広い税にこれを求めざるを得ないというのが税調
の基本的な考え方でありますて、いわば大型消費
税導入を示唆した、こう受け取つておるわけでござ
ります。そして、いまも今後の調査の方向とし
てお話をございましたが、これらの問題について
どう対処するか研究を重ねていきたいとお述べに
なりました。

ましてはこの動きに対してもう一つお考えを持つておるか、これをまず承りたいと思います。

○小倉参考人 昨今、総理の、総理だけではないかと思ひますが、税制の今後のあり方に関連してお話をすることは、新聞を通じただけでございませんが、若干承知しております。総理の意図されるところは、憶測で恐縮なんですねけれども、行政改革ということが現実的な日程に上つておりますて、この行政改革の成果というものが、できれば新しい税を起こすというようなことなくして済むような実事が上がるということも恐らく期待され、御発言かと思いますけれども、どちらかと申しますと、行政改革に拍車をかけるといいますか、そういうことであって、まだどういう行政改革ができるかわからないうちに、それによって新税をとらなくてよろしいんだ、こういうことまではつきり明言されたというようなことは私どもちょっと受け取りにくいやないか。しかし、仕事がある程度別々ですから、歳出減の方に役に立つことなんでありまして、それで役に立てば歳入の方についての影響もむろんございましょうけれども、これをどのように受けとめるかというの、これは私どもとしては少し先のことになろうかと思ひます。いま、総理の発言がこうだったから税制調査会として従来の方向をえて、いろいろいかかということまでにはちょっと行きにくいんじゃないかと思います。もっとも昨今の国会等における総理の御発言等を踏まえて税調の中で中期答申の模様を再び議論するというようなことはまだ行われておりませんから、むろん税調全体の意見として申し上げるわけではございませんけれども、私ども歳入の方に關係するだけの者といたしましては、万が一足りないというような場合の用意は、考え方としてどうしたらいかということはやはり考えておく必要があるんじやないかというような気がいたしております。

でいきたい、こう考えておりますけれども、いま小倉参考人が推測をされた程度の鈴木総理の認識なのか、それとも総理大臣としては、行財政改革に政治生命をかけるという発言は、私はただいまのお話のような程度の認識ではなくてかなり不退転の決意を述べたものと見ておるわけございません。この点は少し見方が違うので残念でござりますけれども、私はそう思います。そしてその考えは、単にこれに拍車をかけるというだけではなくて、私はこれから他の参考人にも御意見を承りたいと思っておりますが、今後の税の自然増収の問題とかあるいは歳出の削減、特に政治生命をかけているという行財政の改革を通すれば国民に評判の悪い増税なんかはしないでも済みはせぬか、この傾向が続けば、五十八年、五十九年においても、当面展開中の景気総合対策その他が功を奏して税調が考えるような大増税路線に行かなくとも済みそうだ、私はその程度の認識はあるのじやないか、こう思つておるのでござります。しかし、それにもかかわらず、万一の場合に用意して消費税というものの研究は進めなければならぬとお考えでございましょうか。大蔵省の方も何か特別の企画委員会などを設けて引き続き御検討いただくというような考え方をついこの間までとつていたようですが、これは政府の方針もございますからどう変わりますか……。しかし税制調査会は政府が何と言おうとも、大蔵省の考えが変わらうとも、それこそ不退転の気持ちでこれをやらなければだめですというようなお考えでまとまつておるのでしようか。

大筋はできるだけその線に沿うた上でなおかつ意見を申し上げるということでなくてはならぬわけで、全然正反対の道を税調が歩くというわけにもまいりませんし、かえって都合が悪いのじやないかと思います。

かつて一般消費税という名前でもって提案申し上げましたものにはこだわらないで、広く間接税ということでひとつ検討を進めたらどうかというのが昨年暮までの税調の考え方であります。その間接税がどういうものであるかということについてはまだしかと議論をいたしておりません。国会の御決議もある次第でござりますし、また総理の御発言等もあることでござりますし、また税調の中でもいろいろ御議論があることでもありますので、特定の消費税ということが検討の項目になつておるわけではありません。同時にまた間接税のみならず、むろんこれとの関係もありますし、所得税についても検討を進めていく必要があるといふうに考えておる、そういうようなのが昨年暮までの税制調査会の考え方であったわけでありまして、新しい事情を踏まえての今後の検討の仕上で税制調査会の内部で御相談してまいりたい、かのように考えております。

次に、和田参考人によつとお尋ねしたいと思
いますが、私の尋ねたいのは、財政再建という問
題が国の緊急課題でございまして、これについて
は、私も税制調査会の会長がお話しになつた考え方
方については否定をしておりません。国、地方を
通じて多額の公債、借入金に頼つておるといふこと
とは異常なことでございまして、これを是正する
ということは緊急の課題であるという認識は私は

当然だと思います。ただ、その財政再建の目標年次までに特例公債からの脱却を図るということは足を補うという意味で大型消費税の方向を打ち出すということに対しても実は異論があるわけございません。そこで私たちは、こういう大増税路線をとることではなくて、それをとらないでも財政再建ができないか。和田先生にお尋ねしたいのは、自然増収による財政再建というのは可能かどうか、こういうことでございます。

私たちとしては、国民本位の歳入増加を図ったり、歳出の洗い直しをしたりいたしまして、具体的な財政計画を立てるということは必要だと思つておりますけれども、幸いにして、さつき先生もお話しになつたように、最近における経済活動が税の自然増収がある程度期待をされる。そして政府がかつて発表しました財政収支試算というのがございましたね、あの財政収支計算をまな板に置いて考えてみますと、公債の発行額はある計画では昭和六十年度の水準に十二兆円、こうなつておるわけですね。これはもっぱら税の自然増収に支えられて今日十二兆円台になつてゐるのでありますけれども、とにかく財政収支は初め政府が想定をしていた国債の依存ベースよりも速いテンポで回復しているということは、この財政収支の試算と比較してみてもわかるのですね。つまり、これは自然増収がかなりあつたんだということを意味すると思うのですね。したがつて、私は、税制調査会は万ーの場合を考えてということで大型消費税をまだ固執されているようでありますけれども、しかし、もし最近の鉛木総理が決断をしたようになります。この自然増収によるところの財政再建には、行財政改革を正しく断行すれば、財政再建は可能じゃないかという期待は持つておるわけでございます。この自然増収によるところの財政再建というものは可能かどうか、そういうことについての先生の御見解をひとつ承りたい。

その点はさておきまして、要するに赤字財政ではない、つまり国債に大幅に依存していない、あるいは財政収支がほぼ均衡している、大体そいつたような状態を持っていくと、いうのを財政再建というふうに考えているといたしますと、現在までのところ非常に速いテンポでそういう状態に近づいているというふうに私は認識しているわけです。

いまも御指摘がございましたように、昭和五十五年の当初に大蔵省が出したました財政収支試算にありますと昭和六十年度において十二兆円の国債発行額というのが、その後一年たないうちに五十六年度十兆円まで実現できただけでありますので、この点だけから言いましても、相当速いテンポであったということができるわけでありまして、そしてそれを可能にしたのは何よりも自然増収であったというの、従来までの、つまり今日までの実績であつたということは言えます。ただ、今後数年、四年ないし五年先に、どんどんこういう調子で、最後にゼロになるかということがありますと、先のことですので何ともわかりませんが、現時点で考へるならば、なかなかの自然増収が、ことしほどではないといいたしまして、しかし相当程度の自然増収はあるというふうになりますと、先のことですので何ともわかりませんが、現時点で考へるならば、なかなかの自然増収が、ことしほどではないといいたしまして、しかし相当程度の自然増収はあるというふうに考へるのがリアルでありますので、そういたしますと、なお早く財政収支の改善というのを実現できるというふうに言えるわけです。したがいまして、来年度ないしは再来年度ぐらいで国債発行額十兆円ぐらいというところにまで持つていくと、いうのは容易なことであるうといふふうに考へるわけでありまして、今日の日本経済の実情、それから財政規模というところから言いますと、大体十兆円ぐらいの国債発行というのは、財政上それほど問題ではない。それよりもさらに少くしようということに余りあわてる必要はないわけで、十兆円程度はあってもあと数年ぐらいいの間には自然的に償却し得る範囲内であろうといふふうに考へています。

して、これは財政支出の面でやはりかなり大きな重荷になつてきている。今日でも大体公共事業費と同じくらいのウエートですから、相当重荷になっているわけで、これがさらに重荷になるだろう。これをどうするのかというところにあるらうかと思います。この点につきましては、国債発行政策あるいは借りかえ等総合的に勘案いたしまして、国債の管理政策というものを再検討しなければならないというふうに考えておりますが、それ以上にやはり財政の中身を再検討いたしまして、いわゆるむだな歳出というものを洗い直すということを積極的にしなければならないわけでありまして、そういう点で行政改革をいかに進めるかといふのは非常に重要な課題であろうと思います。

それをやることが前提でありますて、いまお話をございましたような大型消費税というのは性質がそもそもまだわからっていないわけでありまして、これに期待するというところにはいっていませんが、これに期待するというところにはいっていませんが、どういうものなのかということがはつきりしないわけでありまして、はつきりしないためには、これがどれくらいの税収を期待し得るもののかどうかということもわからないわけであります。前回の一般消費税につきましては、ある程度姿形がわかつていただけでありますけれども、それではない消費税であるということになりますと、果たしてどういうものであつて、日本の税制としてふさわしいものなののかどうなのかといふことについてもほとんどわからぬわけでありますて、そういう正体不明のものを前提にして議論するということがそもそも問題があろうかと思いますし、また、そのようなかなり増収を図るような消費税を導入するということは租税政策の上から言つても適当とは思えませんので、そうしたもの前提にするのではなくて、いま申し上げましたような主として財政歳出面の問題、それから国債管理政策等の再検討といふようなものを通じて財政再建を図つていくことが好ましいのではないかというふうに考えるわけであります。

○平林委員 どうもありがとうございました。

ついでと申つては恐縮でございますが、もう一つこの際御意見を伺いたいのは、物価調整減税の制度の問題でございます。

先ほど物価調整減税というものが必要な理由についてお話をございましたが、税制調査会の方では、所得税の課税最低限は五十三年以降据え置かれているから、物価調整減税の要望が非常に強かつたのだけれども、しかし、個人所得課税については課税最低限の引き上げを求める改正というのは適当でないと言つて結局この考え方を退けられたわけでございます。しかし、国会におきましては、和田参考人がお話しになりましたような理由も込めまして所得税減税につきまして五十五年度に剩余金があればその全額をこれに當てるという与野党の合意が成立いたしまして、これに必要な法律改正の手続が進められておるわけでございます。この措置がとられた理由はいろいろございますけれども、やはりお話しのように三年間も物価調整措置がとられなくて物価上昇があつた、国民の生活水準の低下が大きくなってきたし、税負担が実質的にふえてきた、所得階層別の負担のアンバランスがふえた、こういう意味で、曲がりなりにも調整をするということになつたと思うのでございます。ただ問題は、それにもかかわらず、これはことしだけだということになつておるわけでですね。本年度限りの措置と、こうなるわけでございまして、こういう合意ができたということは、私は物価調整ある程度必要だということも底流になければできないことでござりますから、本質的にはこの物価調整減税制度をわが国の税制度に取り入れるかどうかという問題が先行しなければならないかたわですが、まだこの点についてははつきりしておらないのでございます。私は税制調査会が言われたように、日本の税負担率は国際的に見てまだ低いのだという理由から、物価調整減税措置を否定するという考え方についてははどうも賛成したいのですが、もう一つ税制調査会には、いま増税しているときだからが

まんしてくれよ、こういうのがあると思うのですね。そういうことであれば、財政再建という大義名分において租税特別措置をもうちょっとなぜ大膽に整理するようなことはおっしゃらなかつたのかというまた批判がございまして、どうも調査会の答申についていけないところがあつたわけでござります。

そこで和田参考人にお尋ねしたいのですが、この物価調整減税制度といらうのは、私の承知している限りでは、イギリスでもフランスでもカナダでもすでに実際政治の中に取り入れられているのじやないかと思うのでございますが、そういうことにつきまして何か参考になるような御意見がございましょうか、これについてちょっとお願ひしたいと思います。

○和田参考人 物価調整減税につきましてのお尋ねであります。が、所得税の本来の負担は実質所得に対する負担で考えられるべきである。物価上昇下では、実質所得に対する実効税率よりも名目所得に対する実効税率の方が高くなる。実質的な税負担の増加は低所得者ほどその程度が著しく逆進的に働くということ、いま申し上げた点は昭和三十八年度の税制調査会の答申に書いてある文句であります。つまり、わが国においては昭和三十八年の税制調査会の答申ですべてに物価調整の理論的論点というのがほとんど尽くされているように私は思うわけであります。昭和三十八年の税制調査会答申は、同時に調整方式としては課税最低限の引き上げで行う。そして人的控除三控除を同じに引き上げなければ意味がないということもつけ加えているわけあります。さらに自然増収中どれだけを負担調整に回すべきであるかということの計算方式を提案しているわけであります。そこでは実質負担増加率の自然増収に対する比率分、これを調整対象にすべきだ。つまり減税すべきであるということを言つておられます。したがいまして、この点ではわが国においては大体物価調整減税は物価上昇下では行うべきものであつて、行わなければ非常にまずい。そして行うとす

れば大体こういうやり方というのはかなり以前に決められて、大体そういう方向が出されていることあります。つまり不當に課税されないようないふうにいわれているわけであります。減税の場合御承知のようにリダクションというふうに思ひますけれども、そうではなくて、アジャストメントといらう以上は減税ではないわけであります。つまり不當に課税されないようないふうにいわれているわけであります。減税の場合は財源があるとかないとかというのは別の問題であります。たとえ財源がなくても政府が購入する諸般の物品等は市場の価格に応じて引き上げるわけですから、その中でわが国、というのはつまり日本でありますけれども、日本が最も先进的な国であるといふうに書かれておりまして、日本のこの昭和三十八年税制調査会の内容といふのが相詳しく述べて報告されているわけであります。

その他の学者におきましても、各国で物価調整減税についての研究はありますけれども、一九七〇年代においては各国とも物価調整減税の必要性強く迫られまして、それらの導入を図つてゐるわけですから、その中でわが国、というのはつまり日本でありますけれども、日本が最も先進的な国であるといふうに書かれておりまして、日本のこの昭和三十八年税制調査会の内容といふのが相詳しく述べて報告されているわけであります。

最近におきましても、イギリスでは一九八〇年の歳入法で、前年の小売物価の上昇率を下回らないよう基礎控除を引き上げるということが決められておりまして、若干そのとおり行われてはいないようありますけれども、しかし一応そうしたこととは、その基礎控除の引き上げそのものについては行われていて、いふうに聞いております。また物価上昇率といふのは、つまり消費者物価上昇率ですかね。それからスウェーデンにおきましては、税率表の修正というのが前年の物価上昇率によって行われているというふうに聞いております。また物価調整減税は物価上昇下では行うべきものであつて、行わなければ非常にまずい。そして行うとすれば、アジャストメントといらう以上は減税ではないわけであります。つまり不當に課税されないようないふうにいわれているわけであります。減税の場合は財源があるとかないとかは別な問題であります。たとえ財源がなくても政府が購入する諸般の物品等は市場の価格に応じて引き上げられるると同じように、一種の義務的経費といふうに思ひますけれども、日本が最も先進的な国であるといふうに書かれておりまして、日本は財源の有無にかかわりなく、仮に大幅な赤字であつても、税負担の正当なあり方といふことを考へるならば調整をすべきであるということでありまして、これは減税とは全然別であります。ですから私は、調整とは言つても減税とは余り言いたくないということであります。

それから、わが国の税負担の程度といふことであります。つまり不當に課税されないようないふうにいわれているわけであります。減税の場合は財源があるわけであります。特に課税最低限と関連でいわれているわけであります。それを別にしても、仮に課税最低限の程度が高いこれも全く次元の違う問題であります。つまり最低限がどういうものであるかということについては大きい問題のあるところでありますけれども、それを別にしても、仮に課税最低限の程度が高いといふうに思ひます。それで議論しなければならないわけではありませんし、わが国の税負担率が長期的に見てどうあるべきであるかといふうなことは、政策的にも学問的にも議論しなければいけないところでありますけれども、これもまた調整とはおのずから別の問題であるということであります。申し上げたいのは、わが国の政府の税制調査会等の議論の経過から見ましても、それから諸外国との関連といいますか諸外国の動向といふうなもの、そういうものを見ましても、それからまた税負担のあり方、ありようそのものからいまして

あります。

そのように見てきますと、この物価調整というのはいわゆる調整であります。アジャストメントといふうにいわれているわけであります。減

も、今日物価調整を行うというのはほとんど議論の余地のない当然のことではないか、こういうふうに考へておられるわけです。

○平林委員 次に、名東参考人に御意見を承りたいと思うのですが、先生は何か、不公平な税制をただす会の方の役割りなどもなさっておるとお聞きしておりますので、そういう角度から少し御意見を聞かしてもらいたいと思うのであります。私は、不公平な税制というのはいろいろな見方等があり、いろいろな問題点があるのですけれども、きょうは租税特別措置法の問題についてちょっとと御意見を承りたいと思うのです。

この間も政府の方から租税特別措置による減税試算というのを実は資料として受け取ったわけでございますけれども、五十五年度におきまして国は環境改善、地域開発等の促進とか資源開発の促進等とかいろいろなふうに分類はされておりますけれども、合計すると九千八百十億円あるのです。もちろん内容は、貯蓄の奨励とかあるのですが、それから、これが地方税においてどういうふうになつていくかというのを見ますと、同じく地方税におきまして交際費課税の特例を除きますと二千八百四億円が大体道府県民税、事業税、こういうものになつておるわけでございます。それだけかと思ひましたら、地方税法の非課税措置等による減収見込み額がございまして、そのトータルは実に三千六百五十六億円でございます。この三つのを合算いたしますと一兆六千二百七十億円といふ膨大な数字になるわけでございます。われわれもしばしばこれをテーマにして政府との間に議論をするんですけれども、この税収見込みがこうなつてゐるが実際には決算はどうなつていいかも、いまだかつて決算というのにはお目にかかるたることは実はないわけでありまして、今度もこの

点は私どもも大いにひとつ議論を詰めていかなければならぬと思っておるわけでございます。しかし、いつもこれを取り上げましても微調整ぐらいしか行われませんで、いつまでたっても残るわけです。
これだけじやなく法人税や所得税にもいわば財政上のいろいろな恩典がありまして、準備金とかその他引当金とかありますからね。そういうのを合計したら、本当に日本の税制は不公平が済存されておりまして、これを全然ほつておいて所得税をふやさなければいけないとかあるいは消費税で財源をとらなければいけないという議論は国民党は恐らく納得しないんじやないかと思うのです。こういう問題につきましてひとつ御意見を承りたいというのが一つでござります。

実は私は最近の税制あるいは経済政策等について政府の考え方を少しずれがあるんじゃないのかねがね思つております。というのは、五十六年度の経済見通しによりますと、国民総生産つまりG N P は五・三%の成長をさせることになります。しかし、先生がさつき御指摘になりましたように、国民生活の水準などがいろいろなのが非常に低下しておる中でG N P 五・三%成長させるにはどんなんあいにするかな。寄与度を調べてみると、まず民間住宅が〇・二%，それから民間の在庫が〇・一%，そして民間の設備投資が一・三%，国民の消費が二・五%，このほか成長に寄与するのは輸出が一・七%，マイナスに働くのが政府の支出が〇・一%，それから輸入が〇・五%，トータルいたしまして五・三%の成長ということになっておるようござります。

○名東参考人 最初の不公平税制の問題は、必要経費のアンバランス初め重要な論すべきことが相違しない、こうなっているんですから。一体どう考えてるのかというのが私は実は疑問なんですが、この今後の税制の中においてどういうことを考えるべきかという点をお伺いできたら幸いです。

もちろん、この租税特別措置を考える場合には、現在の税制を貫いている総合申告制ですね、これは私は基本的にりっぱなものがあると思うのです。それに虫食いが起こっているんじやないか。いわゆるタックスエロージョンと言われますが、そういう税の侵食が起こっている。その税の侵食はなぜ起つたかというと、これは御存じのように日本の伝統的な富国強兵、戦後におけるいわゆる殖産興業方式と言われるものでしよう。いかに産業を富ましいかにして国を伸ばすかというようなことばかりエコノミックアニマルに一生懸命になつたということではないかと思うのです。したがつて、その端的なあらわれがやはりこの租税特別措置にあらわれておると思うのです。

しかしながら、話は少しそれますが、いわゆる法人擬制説ですね、配当控除を裏づける法人擬制説でも同じですが、こういったような物の考え方というのはやはり資本主義経済の初期それから発展期の考え方でありまして、現在はもうその成熟期といってもいいと思うのです。成熟している段階だと思うのですよ。そういう段階にいつまでも古い考え方で固執すること自体ナンセンスといつてもいいくらいじゃないか。したがつて、こういう成熟段階では大きい所得、大きい蓄積のものにうやはりより大きな負担を、したがつて比例税率

番、国民のニーズというのが非常にきめの細かいものを要求していますが、中小企業というのはそういうきめの細かさに応ずることができるわけですね。そういう意味においてはやはり中小企業の出番が多い。多品種少量生産に向いているというわけです。そういうように考えますと、たとえば大企業の受取配当、これを益金に算入しないといふような制度がございますね。それからまた支払い配当金の輕課制がありますね。こういったようなことはやはり非常におかしいというようにも思われるを得ません。したがつて、こういうようなことをやめていく。はつきり申し上げれば、いままでの租税特別措置が支えたよいうなといった殖産興業方式の考え方自体改める以上は、やはり基本的に洗い直していくというのが筋じやないかと私は思うのですね。ただ、いまの時点で考えられる租税特別措置は、じやそういう項目はなくなるかといいますと、私はいま二、三あり得ると思いますのは、御存じのよいうな省エネですね、特にC.R化と言われていますが、C.Rというのはクリーン・アンド・リサイクリングする、清潔で循環していくようないわゆるエネルギーとか資材とかそういうふうなものに投資を促進するといふようなこと。それから、これは非常に重要な私ぜひ強調したいことは、いわゆるマスプロダクションという言葉がありますね。マスプロダクションというのは大量に物をつくるということに訳されいますが、そうじやないんだ。そうじやなくて、マス、大衆による生産、大衆が働くことによつて生ずる生産なんです。それが本来あるべき姿なんですよ。したがつて、人手を多くかける投資——いまのインベーシヨンというか革新設備投資——のは、どうも大企業を中心にして人手を減らすことばかり一生懸命になる弊害があるんですね。それじやもう遅いんですよ。そういう物の考え方自分が古いのですよ。それは行き詰まる。だから、

いかに人手を多くかけるか、そういうたよな生産なり設備投資に対し奨励すべきだ。御存じのようないま大企業を中心にしてかなり人手減らしをやっています。すなわち、今まで企業は非常に悪く言われきましたけれども、いい点というのは大企業を含めて完全雇用機能、これら性というものがよかつたのですが、ところが、最近はがつくりとこれら性が悪くて人を減らしていく、そういう完全雇用機能を失いつつあると思うのですよ。これが大きな問題なんであって、この企業の持つ完全雇用機能を回復するために、これを奨励するために一つの恩典を与えたらいどうか、こういうことが一つの見落とされた点じやないかというふうに思うのですね。

それから後の五・三%はどういうふうになるかということになりますが、これはいま民間の見込みでは大体四%台が多いと思うのです。しかしながら、やはりO E C Dあたりが言っているように日本の場合ですら三%台じやないかというふうに私は考へるわけです。その根拠は一体どこにあるかというと、基本的には五十三年前の世界的な大恐慌、こういうものの可能性があるんじやないか。そのきっかけは何かといふと、五千億ドルを上回った開発途上国の対外債務が、いま日本の円にして大体百兆円以上の対外債務があるわけです。これが元利ともに支払い停止、モラトリアムがもし起こつたらこれは大変なことになる。これは将来の想定ですからともかくやめるとしまして、触れないとして、世界経済はもうすでに少し崩しに長期停滞に入つていると私は思います。波を打ちながら長期構造の波が下がりつあるといふうに私は見ておるわけです。日本の場合、官房エコノミストを中心にして何か昨年あたりから未嘗有の景気だなんといふのを言つておる人がおるのだけれども、とんでもないことだと思います。これは要するに経済なり会社の実態を知らないんじやないか、余り樂観的じやないかと思います。日本の場合、総資本経常利益率をとるわけです。総資本というのは、御存じのように

総資産に見合いますから、会計的には原価主義であります。どちらかといふと過小になつてくるわけです。だから経常利益の方は、これはいま言つたようにたとえば減価償却費は原価主義ですから、したがつて水増しきれないわけですね。利益の方は多少水増しされているわけですよ。それでもかわらず総資本経常利益率をとると波を打ちながら下降し低下しているのです。日本の場合は昭和三十五年の上期八%を頂上にして波を打ちながら下降しますと、アメリカの場合七二年と七六年が頂上になります。実質成長率、日本の場合は一九六八年、昭和四十三年が頂点になつてゐるわけです。そういうように波を打ちながら下がりつつあることは、これは私のつくつたデータでなくて、たとえば三菱総研の資料などを見ていただければそれが明らかに載つてゐるわけです。

そういうようなわけで、私はこれは決して悲観説だとは見ていないわけです。そうすると、三%

といひますと政府の見込みでは大体二%足りないのです。したがつて失業を防ぐためにこ入れが必要じやないかと私は考へているわけです。そこでこ入れは、名目のG N Pが五十五年度で二百亿四十二兆八千億ありますから、その二%で四兆八千五百六十億円。それで、乗数効果ですね。乗数といふのは御存じのように貯蓄率の逆数です。

○平林委員 どうもありがとうございました。実は今度は租税の負担率の点から税制調査会の会長さんに所得税の増税というのはどうでしようかということを聞こうと思つたのですが、時間が来てしまいました。いま名東先生のお話によりますと、これから総合的な景気対策あるいは国民生活水準を高める意味でも、増税よりもむしろ逆に減税が必要だといふようなお話をいただきましたから、この辺で私の質問は終わらせていただきたいと思います。御三者の参考の方、どうもありがとうございました。

○大原(一)委員長代理 伊藤茂君。
○伊藤(茂)委員 参考人の皆様にはきょうは御苦勞さまでございます。

引き続いて、いま審議中の法案に関連をして御意見を伺いたいと思います。
まず最初に、小倉会長にお伺いしたいのです。が、いま平林さんの質問に対し昨年十一月の中止申答申で出されました広く消費に課税をするといふ構想の具体化を進めてまいりたいということを改革にしても失業を出すような、首を切るような

行政改革なんというのは時代的におかしいと私は思ひます。公務員の高いベースを民間ベースにまで持つてくるということは非常にいいことだと思います。これはいいことだと思うのだけれども、首を切つたりなんか、そんなことはナンセンスだと思うのです。マイナスじゃないかと思うのです。そうすると若干でも人件費は上がります。その分だけたとえば補助金は二割以上カット、こういったことをやつていただかなければいかぬと思うのです。そういうわけでありまして、したがつて捻出するのが数字的に申し上げますと四兆二千五百億円になります。この中で三兆円は赤字国債の減額に充てる、残りの一兆二千億をいわゆる所得減税と中小企業減税。中小企業の倒産はこの三月も一千五百件を間違ひなく超えると私は思うのです。そうすると事態は決して楽觀を許さないと思うのです。やはりこのくらいの減税をしてこ入れにはならぬと私は思います。

どうも失礼しました。

○平林委員 どうもありがとうございました。実は今度は租税の負担率の点から税制調査会の会長さんに所得税の増税というのはどうでしようかといたしましたと政府の見込みでは大体二%足りないのです。したがつて失業を防ぐためにこ入れが必要じやないかと私は考へているわけです。そこでこ入れは、名目のG N Pが五十五年度で二百亿四十二兆八千億ありますから、その二%で四兆八千五百六十億円。それで、乗数効果ですね。乗数といふのは御存じのように貯蓄率の逆数です。

○大原(一)委員長代理 伊藤茂君。
○伊藤(茂)委員 参考人の皆様にはきょうは御苦勞さまでございます。

先ほども平林さん言われましたが、鈴木総理は何回か、総理として政治生命をかけてやる、これは政治家の発言としてはきわめて重大な言い方であります。いまのままでいきますと、何か政治生命を縮めるような話になつてしまつわけあります。そこで私はルールの問題としてお伺いしたいと思いますが、こういう新しい事態になつているわけでありますから、わが方はわが方で昨年末の答申どおりにゴーリング・マイ・ウェーではなくて、総理が政治生命をかけられる重大な時局でありますから、少なくとも任命をされました総理と一度お話をなさつて、今後の税調全体の審議のあり方あるいは内容をお決めになる。これは賛成か反対かというよりも筋といふものではないだろうかと思いますが、いかがでございましょう。

○小倉参考人 ただいまのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今国会におかれまして、国會議員の先生方と政府ともに總

理との間のいろいろの論議を通じて、政府が明らかにされるような方向につきましては十分税制調査会においても参考にいたしまして、総理とそろ矛盾のないような方向で審議を進めるのは当然でございます。それにあえて異を唱えるという必要もございません。

ただ、先ほどから申し上げているのは、昨年の暮れまでに税制調査会で討議した筋道を申し上げておるわけでありますて、その後、税制調査会は開いておりません。今国会における御論議はできれば早い機会に、場合によつては先生の御示唆のように直接責任者的大臣からお聞きするといふこともあるかもしれません、恐らく新年度に入りまする税制調査会では大臣の御出席もありましようから、そういう際に、さらに政府の意図するところも十分お聞きした上で審議をするということは当然でござります。

○伊藤(茂)委員 そんないたしますと たとえば彩
調の総会が開かれますときに、大蔵大臣は当然で
すが、総理任命ですから、それが慣例のようです
が、総理の御出席の場でとか、あるいはこういう
重大な時局ですから、総理とお会いになることも
お考えになつて、政府の税制調査会としてルール
と筋に乗つたやり方をしていきたいというふうに
理解してよろしくござりますね。

○小倉参考人 税制調査会としては、私のいまの
ところの考え方でございますけれども、これまで
の経緯もございまますから、それを踏まえた上、な
お新しい事態における政府のお考えも十分お聞き
いたした上で、ひとつ適正な方向で論議を進めて
まいり、こうすることにいたしたいと思っており
ます。

○伊藤(茂)委員 小倉さん御答弁がうまいので、
どっちにしても、さつきお願ひしましたが、賛否
の意見を申し上げる前に、筋としてルールとし
て、こういう重大な意見の違いが表面化しておる
わけですから、私心配なんですが、きょうも参議
院の本会議でそれを述べられた。税制調査会長、
ここにお越しになつて、幾ら衆議院と参議院が距

離があるからといって、百八十度反対の御意見と
いうことはおかしいと思うので、そこは調整をさせ
られるのが筋であろう、またそれについては肯定的
に前向きにお答えになつたというふうに理解をい
たします。その上で、総理大臣が、政治生命をか
けたつもりだけれども、ちょっと心配だから増税
の準備をしておいてくれと言われるのか、あるい
は私が政治生命をかけて国民の前に明らかにした
ことだから、私の信念どおりに小倉会長もぜひお
願いしますと言われれば、そういうことであるう
というふうに思うわけあります。

もう一つ、ほかの参考人にお伺いする前に小倉
さんに伺いたいのですが、私は、経験豊かな小倉
さんですから恐縮なんですが、政府の税制調査会
が非常に重要な時点にいま立っているということ
ではないだろうかと思います。当委員会でも、い
ままで物品税など間接税諸法案、いま法人税、所
得税など直接税関係諸法案などを議論いたしてい
るわけであります。いままでの審議でも非常に
痛感をいたしましたけれども、たとえば物品税につ
いても品目別に、これが一体ぜいたく品か、趣
味・娯楽品か、高価な便利品かとか、およそ理解
に苦しむみたいな面が非常に出ていて。私どもは
ここで議論しても、たとえば酒税なんかについても、
改めて酒税のあり方を中期的に研究しなくちゃな
らぬ。政府の方でもそう言われています。

私は何か、現在の税制と社会、国民意識とのず
れということを感じるわけでありまして、しかも
会長も言われているように、今回は既成税制では
目いっぱい増税をされたとありますから、言うな
れば、そういう意味での矛盾といいますか、社会
とのずれもいろいろな面でまいづらいあらわれて
いるということではないだろうか。このまま延長
して、ここにプラス大型消費税ということは、私
は国民の御理解を得るような、国民のコンセンサ
スの上に立った税制にならないんじゃないとかとい

うことを、審議を通じて非常に痛感をするわけであります。

そういう意味で言いますと、小倉さんの前に、東畑さんとか、中山伊知郎さんとか、いろいろな方方が御努力をされてきました。私は、これから税調を考えますと、何かやはり国民の合意を求めるという意味での見識といいますか、独立性、自立性も含めて持つことが必要な、次の時代に対応できる税制とは何かという、大きな先の展望、転換を考える。それがないと、矛盾だらけの税制が続していくくという心配が、実は審議を通じてならないわけであります。そういう意味から言いますと、りっぱな専門家を独自に置いて、あるいはまた各界の意見を聞く、要するに世間に聞とうといいますか、国民に問うような努力の方向が必要でありますか、国民に問うような努力の方向が必要であります。

私は、自分の言葉で言うと失礼ですから言いませんが、たとえば新聞の見出で言いますと、昨年の暮れ、総理大臣に会長が答申を渡されるニュース写真がいっぽい載つかりましたが、見出しを見ますと、「出番なかつた政府税調 取れるものは総ざらいした党税調の」——これは山中さんのことですね。「党税調の追認だけ」。ある新聞は「權威失墜」と書いてあります。私は、日本の国民の汗の結晶である税金を預かるという意味での税調なり税制論議の将来を実は憂えるわけであります。この際、やはりそういう方向への、汚名を着ないような税調のあり方ということが一つ必要ではないだろうか。

もう一つは、オープンシステムという意味ですね。情報公開法などですね。いま内外で、いぶん議論されております。税調の委員会から、議員の人からでも、何か密室なんて言葉がマスコミに出るようなことは非常に困るんで、国民に開かれた税調といいますか、そういうことが今後の税調のあり方としてぜひ必要ではないか。そういうべー^スを改めて踏まえたことでないと、先ほど申し上げました大型消費税についての、会長の言われるごとと、総理の政治生命と、いろんなことが起き

てくるのですが、その辺の御感想か御決意を手短に伺いたいと思います。

○小倉参考人 税制全体について、何と言いますか、悪く言えばその場継ぎはぎで過ごしてきたというような御印象をお持ちの上の御批判だと思いますが、来年度はできるだけ早い機会に、先ほどから間接税のお話もございましたけれども、それも無視するわけにはまいりませんが、ほかのことをも入れまして、全体として整合性のとれるような税制のあり方をどうすべきかということについてもできるだけ配意をしていただきたいと思っております。

なお、税制調査会自体の公開制の問題等につきましても、税制調査会内部にも御議論がございましてどういうふうに対処していくたらよろしいか、私自身もあるいは税調の中でもそのことについていろいろ配慮されておる方もございますけれども、できるだけそういう趣旨には沿いたいと思いますが、いわゆる公開というのはなかなかできないと思ひます。設備の関係あるいは委員の発言が自由にできるかどうかという問題その他ございまして、それにかわるべき、密室で何か議論しているらしいという印象がぬぐえるような一般的な広報関係の方に対する接触の仕方等についても工夫を加えながら、そういう非難が起らぬないように、公明正大に論議されているという実証を得るような措置をできるだけとりたい、こういうふうに存じております。

○伊藤(茂)委員 次に、名東参考人と和田参考人にお伺いしたいのですが、これも先ほどから話がございました物価調整措置、あえて減税とは申しませんが、物価調整措置についての問題であります。

〔大原(一)委員長代理退席、山崎(武)委員長代理着席〕

上げなければならない問題だと思いますし、また憲法の視点から見ても、さらにはOECDのレポート、さらには国民の切なる要望などを含めて早急に当委員会においても真剣な議論をして具体化しなければならない問題だと思います。

私は、そういう意味の前提として名東参考人に不公平という問題、名東さんは不公平税制をただす会の代表もなされているというわけであります。が、今まで税調の答申とか政府の答弁でも、租税特別措置法との関連あるいはいわゆる政策税制ということについてはほぼ整理の山を越した、終わったという見解が出されているわけあります。が、不公平税制とはそういう短い物差しではなくて現在の税制全体にまたがる構造的なものとして取り上げなければならないと私は思うわけありますが、御見解を伺いたいと思います。

引き続きまして、和田参考人にお伺いいたしましたが、物価調整措置について各國のいろいろな例などを先ほど御披露いただきました。大変参考になりましたし、五十六年度予算に関連をしても、労者の所得税と言われているわけでありますから、やろうと思えばやれる、またやらなければなりません。四兆五千億程度の自然増収のうち六〇%以上が労者の所得税と言われているわけでありますから、やろうと思えばやれる、またやらなければならぬということであろうと思います。そういう中で、先生挙げられましたいろいろな国の中がございますが、OECDのレポートでも自動的調整といわれるインデクセーション、二つ目には法的規定、三つ目には裁量的対策——裁量的対策は制度の問題ではないと思いますが、前の二つ、国によつても違いますが、大きく言って自動的調整あるいは特別な法的規定というような例があるわけございますが、和田参考人、諸外国の例などをいろいろと調査なさいまして、今後物価調整措置としてはどういう方向があるべきであり、望ましいと考えになりましょうか。名東参考人からお願いいたします。恐縮ですが、時間が限られているのですから手短に……。

○名東参考人 おつしやるとおりに、不公平な税

制というのはきわめて構造的、体質的なものだと思います。現在、いろいろな調査の結果非常に不公平だという國民の声が少なくとも過半数以上を占めているということは間違いないと思います。その重税感の出どころは一体何かといいますと、それが、いまままで税調の答申とか政府の答弁でも、ルゲインの非課税だと分離課税の問題、法人擬制説、配当控除の問題、それから租税特別措置の問題、収益基準の問題とか比率税率の問題とか、要するにそういう構造的なものであると思いま

す。

第二は、特に必要経費がなぜサラリーマン、労働者にだけ認められないかということです。これははつきり申し上げますと当たりさわりがあるかもわかりませんが、政治資金の一〇〇%無税、大企業の九六%、社会診療報酬七二から五二、個人事業者四〇から九〇、専業農家六〇から七〇、芸能、小説家五〇から六〇、自由職業人四〇%。これに対してサラリーマンの給与所得控除と言われているものの中における必要経費というのはあるのかないのかわからない。少なくとも公式的にはないとしたが、その給与所得控除率が五十六年度の見込みで三一・一%しかない。最高の五十年度に三四・六%だったのがだんだんと減ってきて、五十六年度の見込みが三一・一%しかない。それで、あえて申し上げると、この中

は、不公平税制は直らないでしようね。

○和田参考人 所得税の物価調整に対し今後どうしたらいいのかということでございまして、その点について端的に申し上げたいと思うのですが、やはり持続的にかなりの程度の物価上昇があるといふことは現状から考えますと、本当はインフレーションでない、物価上昇が起こらないといふことはむずかしいようではありますので、現実としてかなり持続的に物価上昇があるといふ状態の不公平があると思うのです。優遇されている者はトーゴーサンパンと言われているような徴税率の不公平があると思うのです。優遇されている者はほど脱税している。これは国税庁の発表にそくなつていて。たとえば個人病院などを見たら、一番いい例だと思います。

それから第四番目は、三割自治と言われていること、これは予算委員会で高橋主税局長ですかがおつしやったようあります、それも平均一〇%前後だという言葉で——よくわからないのですがね。まあ、少なくとも認められないと私は解釈しておるわけです。

なぜ、労働者だけ認めないのか。御存じのようになれば、それはむずかしいようではありますので、やはり持続的にかなりの程度の物価上昇があるといふことは現状から考えますと、本当はインフレーションでない、物価上昇が起こらないといふことはむずかしいようではありますので、現実としてかなり持続的に物価上昇があるといふ状態の不公平があると思うのです。優遇されている者はほど脱税している。これは国税庁の発表にそくなつていて。たとえば個人病院などを見たら、一番いい例だと思います。

それから第五番目、これが一番大事かもわかりませんが、税金使途の不公平、それからまた乱費、これはもう会計検査院初めていろいろなところ

で発表されているわけです。たとえば、サラリーマンに固有の対策費なんて、どこを見てもないわ

されども、社会全体についてインデクセーションをするということはかなりむずかしいところがございますので、それは別にいたしますと、いわゆる消費者物価指数でいいのかどうかということになりますと、大変問題があるわけです。ですから、この点では、生計費指標とか、あるいは標準的賃金指標等が開発される必要があるのではないか。ないしは、税法全体について名目所得を読みかえるというふうなことができればいいわけですが、けれども、なかなかこれも全体というものは問題があるかもしれませんので、それらは今後検討すべき点でありますけれども、いずれにしましても、消費者物価指数だけでは不十分でありますて、何らかのもう少し具体的なインデックスを開発する必要があるだろう、これが第一点です。

それからその次には、やはり所得控除といいますか人的控除ですが、人的控除を修正する必要がある第一義的であるということです。それで、その課税最低限という場合に、人的控除以外に給与所得控除が入っているわけですが、給与所得の場合には、現時点では、課税最低限の引き上げということで給与所得控除も引き上げてやつてしまふのをすれば、ただ、課税最低限という場合に、給与所得控除を入れるのかどうかということについては大いに疑問があるところでありますて、やはり原則的には、収入から経費の概算控除をいたしまして、そのあとが所得といふことになるわけでありまして、その所得から人の控除が差し引かれるべきでありますて、そうした手続を経るとすれば、やはり給与所得でありましても、これは経費の概算でいいわけですが、経費の概算控除を行ふ。経費の概算といふのは、経費はインフレーションの場合には上がるわけですから、概算分は当然価格は上昇するわけで、それから、その上昇した価格でもって控除が行われるわけであります。それで、人的控除の方は法律方面で決まっているわけでありますから、この分を修正する、こういうことにならうかと思います。この点、給与所得にかかる所得の計算の仕方に、

わが国の場合に大いに疑問があるということを、ついでながら指摘しておきたいと思います。その次には、税率の問題でありますけれども、税率もやはり修正されなければならない。税率は、いいましても税率の所得区分でありますけれども、限界所得区分といいますか、それを修正されなければ必要があるわけがあります。これは名目所得で表示されておりますので、これを修正する必要があるわけですが、毎年やるかどうかということになりますと、人的控除の修正が行われた場合には、税率の修正というものは毎年でなくとも、三年程度のインター・バルがあつてもいいのではないかとうふうには思います。しかし修正されなければならぬ。この場合、わが国の税率の所得区分を見てみると、所得の低い方で刻み方が細かくなつて、高い方で刻み方が粗くなるほど、税率がいいのかといふことについては、理論的には確たるものがないわけでありますけれども、たとえばイギリスなんかの場合で見てみると、低所得の部分はかなりの幅で比例税率になつておりますので、低所得階層での物価上昇はそれほど税率に響かないといふようになつてゐるわけあります。わが国の場合には逆になつております。これがどういつて、低所得層のところほど、所得の名目的上昇によって税率上昇の影響が大きいということになつておりますので、この辺は基本的に税率表の修正も含めてインデクセーションを行う必要があるのであります。この点は、どういふうに考えておられます。

○伊藤(茂)委員 時間が幾らもございませんので、最後に小倉参考人いまでの問題に関連をお伺いしたいと思うのです。

名東さん、和田さん双方から、この物価調整措置、それから不公平の是正についてお話をございましたして、物価調整措置についてもOECDのレポートあるいは世界各国での具体化や、また真剣な検討、言うならば世界の常識ということだと思いませんが、そういう印象を受けておりましたが、

れに比べて日本は、世界の常識に対し非常識といふことを思いますが、私は、これは財源があるかないかというよりも、制度がフェアであるか、アンフェアであるかというふうな意味ではないだらうかと思います。税調答申の中で、所得減税についてはしばらくがまんしていただきたい、御勘弁願いたいと書いてありましたが、フェアなルールのベースの上に立って、現実問題はどうでありますかということはあると思いますが、財源がないからアンフェアなままでおくといふわけにもいかぬだらう。また、ある意味では、これは税調でも検討の御努力をお願いしたいと私は思うのですが、政府の活動に対する通信簿みたいなものだと思うんですね。ことしインフレにならないで、調節もしなくて済みましたと言えば、ことしはついぶんインフレになりました、調節措置を多額に講じなければなりませんで、この物価調整の問題、小倉会長が、いまの税調の委員の皆さんのがいつ採用するかどうか、どういう結論を出されるかは別であります。少なくともこれを今後の税調のテーマとして検討していく、あるいは真剣に研究するということは世界の状況からしても必要ではないだらうか。いろいろな資料を読みますと、まだ連邦段階では実施していないアメリカなんかでも、連邦議会でもインフレに伴うこれらの諸問題について作業部会をつくって特別作業部会報告書なども出ているというようになりますが、これも読むわけであります。税調において今後このテーマについて検討、研究される意思があるかどうかが一つなんです。

○小倉参考人 物価調整減税と言われるものにつきましては、いま先生の御質問の中にもございましたように、そういうことはなくとも済むようには経済を持つていてももらうということが第一の希望でございます。といってその希望どおり経済の実態が動くわけでもございませんし、いつまでもある程度物価が上がるということとござりますれば、これは税制としても当然考えなければならぬことになるかと思います。いまがその時期かどうか、これはちょっと政治的判断等がございましょうけれども、今後税制調査会で税制を広く検討する中に所得税の問題もございますので、所得税のあり方の中の一環としてそういう問題は当然取り扱われるものであろう、こういうふうに存じます。

なお、国債の減額あるいは道路財源の一般財源化というお話をございましたけれども、国債の減額も金額等、具体的に申し上げるわけにまいりませんけれども、来年度と準じて減額をしていただくようなことを恐らく税調としても希望するだがございましょうか。

それから一般財源化につきましては、これは両論ございまして、道路の整備の関係等もにらんで結論が必要なときには結論を出さなければならぬと思いますが、税調の中でもこれはなかなか両論相対立しておるというのが今日までの状況でございます。

○伊藤(茂)委員 質問を終わります。どうもありがとうございました。

○山崎(武)委員長代理
○大原(一)委員 きよ

御苦労さんでござります。自民党は質問時間遅慮いたしまして非常に短時間しかありませんので、ひとつ簡単にお答え願いたいと思うのです。

私、きょうお伺いしたいのは、日ごろ税制について考へることであります。税負担と経済成長という問題をお伺いしていきたいと思うのです。

次に第二段階として、その税の中身、大ざっぱに分けて間接税と直接税、その構成がどのように経済成長に違った影響を与えるであろうかというこ

とをお聞きしたいのであります。

れども、租税負担をこれからどのように考えていいからいいのかということあります。諸外国と日本の税負担を比較いたしますと、これは私はやはり社会保険負担を加えて考えた方がいいと思うのです。社会保険負担というのは、医療費にしても払つただけが自分に返ってくるわけでもないし、年金にいたしましてもこれは払つただけ返つてくるわけではありません。だから型を変えた目的税だと私は思うのです。そういう意味で全体を総括してみますと、スウェーデンは七割を超えておるということになりますね。だから国民の手元に残る、フローの中で残る経済余剰というのはわざかに三割しかないということになります。それからヨーロッパ諸国は両方合わせて大体五割を超えておる水準、アメリカが三八から四〇%、日本が三〇%をちょっと超えておるという水準だと思うのです。こういう仕組みになつておるのであります

ね。つまりスウェーデンはゼロ成長ないしマイナス成長、五〇%水準のところがやはりゼロを中心にして一、二%からマイナス一、二%，その次の負担率であるアメリカが二、三%の成長、一番番組税負担、つまり社会保険負担を加えた国民負担の低い日本が経済成長率が一番高い。考えてみますと、国民の手元に残される部分が多くれば多いほど経済成長は高くなつておるという実態でありますが、小倉会長にまず、これから赤字公債を五十九年度までになくしていく、租税負担が二%程度以上がるであろう、これはやむを得ない、いまの財政再建から当然この程度の負担は、諸外国の負担と比べてみまして当然の緊急避難的税制改正であろうというふうに私は考えるわけでありますが、将来、これら諸国の負担を見た場合に、会長としてはどの程度が一番わが国の租税負担として適切なふうかというふうにお答えするわけであらうかなどいうことになりますが、大変むずかしい問題ですけれども、お答え願いたいと思います。

ね。つまりスウェーデンはゼロ成長ないしマイナス成長、五〇%水準のところがやはりゼロを中心にして一、二%からマイナス一、二%，その次の負担率であるアメリカが二、三%の成長、一番粗い税負担、つまり社会保障負担を加えた国民負担の低い日本が経済成長率が一番高い。考えてみますと、国民の手元に残される部分が多くれば多いほど経済成長は高くなつておるという実態であります。ですが、小倉会長にまず、これから赤字公債を五十九年度までになくしていく、租税負担が二%程度上がるであろう、これはやむを得ない、いまの財政再建から当然この程度の負担は、諸外国の負担と比べてみまして当然の緊急避難的税制改正で、あらうといふうに私は考えるわけですが、将来、これら諸国の負担を見た場合に、会長どてはどの程度が一番わが国の租税負担として適切か、であらうかということになりますが、大変むずかしい問題ですけれども、お答え願いたいと思います。

えているわけですね。レーガン政権の施策が必ずしも成功するとは見ていませんが、しかしある程度成功してもらいたいという気持ちがあるわけですね。そういう間接税主体、いわばこれは体制最後の税金だということを言われているくらいなんですね。困ったことは、非常に麻薬的な、民間の活力を失わしめるという力がある。それから歴史を開いてみると、軍事費を調達してくるというような機能があるのですね。

こういうようなわけで、どうも為政者というものは税金の抵抗を排するために、できるだけ取りやすいよう取りやすいようにということで、抵抗のないところに入っていくわけですね。そうすると、やはり弱いところだと税痛がないところだと、そういう方向に為政者が誘惑されるんだけれども、これが先進国共通の弊害じやないかと私は思っているのです。先進国が大きな病弊があるとすればその病弊の一つである、こういうふうに申し上げたいと思います。

○大原(一)委員 先ほど、それと直接関係ないのであります。名東先生は、行政改革はやるべきである、人は切るべきでないとおっしゃったですね。そうしたら、どういう改革が行政改革であるのですか、お教え願いたいと思います。

○名東参考人 まずカットの中身でござりますね。それはやはりインフレ促進になつておる公共事業費、特に大型プロジェクト、こういったようなものですね。中小企業の場合にはやはり現場担当者が多いでから、これはできるだけ生かす。それから、この辺は見解の相違だと思いますが、やはり挑発的な防衛費の問題ですね。これは恐らく見解の相違に帰着するかもしれません。それから、やはり補助金の問題でありますね。問題の公務員人件費の問題、これは私は民間並みに抑えるのがいいと思っているのですね。いまみたいに何らかの形でいろいろと優遇されている形にないでいると思うのです。これはやはり抑えるということ。そうやって、人減らしよりも仕事 자체をカットしていく。農林省あたりには、吟味してい

けば半ば遊んでいるような仕事の内容、それからまたポジション、そういうものが相当あるのじやないかと思うのですよ。

そういったようなことをやつて配置転換をする。それで、いま私聞くところでは、省内では配置転換はあるけれども、省間では配置転換ができる。なぜできぬのかということ。日本的な経営、経営という意味は広い意味ですが、日本の経営のいい意味は、有無相通じていくところじゃないかと思うのです。たとえば企業だつたら壁を破つて配置転換をやつていますよ。なぜ省庁はおのれを、おのれの壁だけ守つて配置転換をやらないのですか。これははつきり申し上げて日本の経営に反すと思う。

そういうようなわけで、私の見方はかなりシビアな見通しの上に立つておりますので、したがつてこれ以上失業をふやすということは非常に危険だと見ているわけです。公務員だけじゃない、大企業ですらいまのような省力化設備投資というようなことは私は危険だと思うのです。そうじやなくて、人を雇つていくような投資をすべきだといふのが私の考え方ですから、したがつて民間にもどんどん天下ついていく、何と言つても公務員の方々は優秀な方が多いですから、そういうふうな人が私の見通しの上に立つておりますので、したがつて配置転換をやつしていくことによって成長を低くするのじゃないかと私は思ふのです。消費が大事か投資が大事かということには少なくとも私はそう思うのです。そういう意味で間接税の方がウエートが高い方が経済成長に強いインパクトを与えないのではないか、つまり成長率を高くするのではないかというふうに私は単純に考へるのですが、先生はいかがお考へでありますか。

○和田参考人 先ほどお話をございましたように、租税負担率が高くなつてしまりますと一般に成長率が低くなるということはそのとおりであります。したがつて、ヨーロッパ諸国においてはそういう状態が見られるわけでありますし、逆にわが国の昭和三十年代、四十年代の場合には租税負担率が大体二〇%程度で先進国の中では非常に低い方であります。したがつて、高度成長が行われてきた、こういうことになります。

しかし、一方において、成長率は高いけれども福祉は低い、こういう状態も招くわけでありまして、一方においては福祉を高めるためにはある程度租税負担率を高くしなければならないという要請が出てくるわけです。ですから、一国の社会経済政策といたしますと成長率と福祉とのバランスといいますか、こういう点が考えられなければなりませんが、先ほど間接税と直接税の割合というお話しと経済成長の関連ということを申し上げましたけれども、わが国の場合は、いまも名東先生おっしゃいましたように、アングロサクソン系といいますか直接税の割合が非常に高い。アメリカが一番高くて、その次日本の割合が高いですね。それに比べて、ヨーロッパといいますか大陸系の方は、間接税の割合が逆に六、四、六割が間接税で四割が直接税というような構成になつておるのでありますが、これと経済成長との関連をどうお考へにならぬのではないかというふうに思います。

りますか。

つまり、直接税は貯蓄に影響すると思ひますね。特に法人税、貯蓄を削つて投資を少なくする税制というのは、やはり基本的に経済成長のためになるのは投資でありますから、投資を削る税制

ので、家計の貯蓄率は低くなるということになります。一方直接税を高くするという場合におきましても、これは法人税の場合に軽減が生じるわけでありますので、ある意味では間接税的な作用もするということになりますので、これは何とも言えないわけであります。

それと同時にまた、成長率を中心にして考へ場合に、わが国の場合に短期的にいつて、少なくとも短期的には成長率を考へる必要がありますけれども、長期的に考へますと、現在の平均的な成長率以上にことさらに成長率を高めるということになりますと疑問であります。私は福祉を高めども、長い年月をかけて、少くとも中期的には成長率を高めることになりますと、それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。国民年金で二千七、八百円だと思つます。したがつて、高度成長期よりも成長率が高くなつていいということになるのであります。それが三〇%くらいに上がる。そうすると、租税負担率は高度成長期よりもある程度高くなつていいということになるのであります。しかし、ヨーロッパ各國の例を見てみると、高い租税負担率になれば福祉が充実するといふふうにも言えないわけでありまして、かえつて社会の停滞を招く、経済の停滞を招く、そして福祉が後退する、行き詰まるということになりますので、その辺のバランスということではなはだ根拠のないようなお話になつて恐縮なんですが、そういうバランスを今後考へなければならないのではないか。

そういう点で言ひますと、現在わが国では社会保険料も含めますと大体三〇%ぐらいにいつておられますので、現在程度が妥当な負担率である。でも、そういうバランスを今後考へなければならない

○大原(一)委員 和田先生にお伺いしたいのであります。が、先ほど間接税と直接税の割合というお話しと経済成長の関連ということを申し上げましたけれども、わが国の場合は、いまも名東先生おっしゃいましたように、アングロサクソン系といいますか直接税の割合が非常に高い。アメリカが一番高くて、その次日本の割合が高いですね。それに比べて、ヨーロッパといいますか大陸系の方は、間接税の割合が逆に六、四、六割が間接税で四割が直接税というような構成になつておるのでありますが、これと経済成長との関連をどうお考へにならぬのではないかというふうに思います。

お話しのようご指摘のとおり、間接税も消費支出を高めるわけでありますけれども、問題はこれまで、家計の貯蓄率は低くなるということになります。一方直接税を高くするという場合におきましても、これは法人税の場合に軽減が生じるわけでありますので、ある意味では間接税的な作用もするということになりますので、これは何とも言えないわけであります。

それと同時にまた、成長率を中心にして考へ場合に、わが国の場合に短期的にいつて、少なくとも短期的には成長率を考へる必要がありますけれども、長期的に考へますと、現在の平均的な成長率以上にことさらに成長率を高めるということになりますと疑問であります。私は福祉を高めども、長い年月をかけて、少くとも中期的には成長率を高めることになりますと、それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。国民年金で二千七、八百円だと思つます。したがつて、高度成長期よりも成長率が高くなつていいということになるのであります。それが三〇%くらいに上がる。そうすると、租税負担率は高度成長期よりもある程度高くなつていいということになるのであります。しかし、ヨーロッパ各國の例を見てみると、高い租税負担率になれば福祉が充実するといふふうにも言えないわけでありまして、かえつて社会の停滞を招く、経済の停滞を招く、そして福祉が後退する、行き詰まるということになりますので、その辺のバランスということではなはだ根拠のないようなお話になつて恐縮なんですが、そういうバランスを今後考へなければならない

○大原(一)委員 これは大変むずかしい問題提起を私もしているわけでありますけれども、問題はいまからのわが国の社会保険制度ですね。国民年金、社会保障制度。医療保険はともかく別にいたしまして、老人社会になった場合、これだけて大変な増加になると思ひますよ。それから端的に申して、国民年金と厚生年金と合わせていま支払っているのは五兆円くらいですか、六兆円近く思ひます。その三分の一は国が負担しているわけであります。昭和八十五年、いまから三十年後にはその制度が完熟化していき、老齢人口はどんどんふえていくという状況の中で両年金合わせて二百兆円近く支払わなければならぬという状態の中になりますと疑問であります。私は福祉を高めども、長い年月をかけて、少くとも中期的には成長率を高めることになりますと、それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。国民年金で二千七、八百円だと思つます。したがつて、高度成長期よりも成長率が高くなつていいということになるのであります。それが三〇%くらいに上がる。そうすると、租税負担率は高度成長期よりもある程度高くなつていいということになるのであります。しかし、ヨーロッパ各國の例を見てみると、高い租税負担率になれば福祉が充実するといふふうにも言えないわけでありまして、かえつて社会の停滞を招く、経済の停滞を招く、そして福祉が後退する、行き詰まるということになりますので、その辺のバランスということではなはだ根拠のないようなお話になつて恐縮なんですが、そういうバランスを今後考へなければならない

○大原(一)委員 これは大変むずかしい問題提起を私もしているわけでありますけれども、問題はいまからのわが国の社会保険制度ですね。国民年金、社会保障制度。医療保険はともかく別にいたしまして、老人社会になった場合、これだけて大変な増加になると思ひますよ。それから端的に申して、国民年金と厚生年金と合わせていま支払っているのは五兆円くらいですか、六兆円近く思ひます。その三分の一は国が負担しているわけであります。昭和八十五年、いまから三十年後にはその制度が完熟化していき、老齢人口はどんどんふえていくという状況の中で両年金合わせて二百兆円近く支払わなければならぬという状態の中になりますと疑問であります。私は福祉を高めども、長い年月をかけて、少くとも中期的には成長率を高めることになりますと、それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。国民年金で二千七、八百円だと思つます。したがつて、高度成長期よりも成長率が高くなつていいということになるのであります。それが三〇%くらいに上がる。そうすると、租税負担率は高度成長期よりもある程度高くなつていいということになるのであります。しかし、ヨーロッパ各國の例を見てみると、高い租税負担率になれば福祉が充実するといふふうにも言えないわけでありまして、かえつて社会の停滞を招く、経済の停滞を招く、そして福祉が後退する、行き詰まるということになりますので、その辺のバランスということではなはだ根拠のないようなお話になつて恐縮なんですが、そういうバランスを今後考へなければならない

○大原(一)委員 これは大変むずかしい問題提起を私もしているわけでありますけれども、問題はいまからのわが国の社会保険制度ですね。国民年金、社会保障制度。医療保険はともかく別にいたしまして、老人社会になった場合、これだけて大変な増加になると思ひますよ。それから端的に申して、国民年金と厚生年金と合わせていま支払っているのは五兆円くらいですか、六兆円近く思ひます。その三分の一は国が負担しているわけであります。昭和八十五年、いまから三十年後にはその制度が完熟化していき、老齢人口はどんどんふえていくという状況の中で両年金合わせて二百兆円近く支払わなければならぬという状態の中になりますと疑問であります。私は福祉を高めども、長い年月をかけて、少くとも中期的には成長率を高めることになりますと、それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。それが三〇%くらいに上がつてしまふえで、保険料が厚生年金の場合いま一〇%くらいであります。国民年金で二千七、八百円だと思つます。したがつて、高度成長期よりも成長率が高くなつていいということになるのであります。それが三〇%くらいに上がる。そうすると、租税負担率は高度成長期よりもある程度高くなつていいということになるのであります。しかし、ヨーロッパ各國の例を見てみると、高い租税負担率になれば福祉が充実するといふふうにも言えないわけでありまして、かえつて社会の停滞を招く、経済の停滞を招く、そして福祉が後退する、行き詰まるということになりますので、その辺のバランス

ることはできるだけ民間に任せること。測量なんか役人がやらなくて民間にたくさんいるんです。それから工事の監督だって民間にたくさんいるんですから、役人がやらなくていいという方に、民間経済できるものはほとんどこれを譲っていくという大作業が私は行政改革だと思うのですね。だから、先生がおっしゃったように首を切ることになるんですが、その切った人は民間の方へ持つていかなければいけないんですよ。

制改革についての作業がこれから始まるわけでありますけれども、これはそつと取り下げられる形でしようか、あるいはどんな手続が踏まるるとなりますが、この矛盾、ちぐはぐは。

ども、いかがでございましょうか。
○名東参考人 おつしやいましたように、政府税
調に対しましていわば目付役といいますか、皆さま
んかなりりつけな方々が委員をやっておいでにな
るのですから、大蔵省のデスクプランというものが

はそれは必要かもわかりませんが、しかし、大局から見た場合はやはり違った角度、それはお役人とは違ったものがあつてしかるべきではないかと思うのですよ。少なくとも私はそういうものがあつて思ひうるだけです。こういへば、やはり目標となる

○和田参考人 御承知のように昭和五十二年の税制調査会の答申として一般消費税が出されておりますが、これはヨーロッパ共同体、E Cの共通税制である付加価値税に範をとったものであります。それなりにいわば首尾一貫したものであつたのではないかというふうに見ておりま
す。E Cの付加価値税の方がもう少しつきりした税であつたわけですから、それを若干修正する日本のというふうなことにしたことによって、上記の日本につき異議を述べておる所から

そういう意味で、私はこのお話を聞いておられたら、三十年後は税負担がスウェーデン方式になるのは当然だと思うのですよ。先ほど国民年金と厚生年金だけで申し上げましたけれども、ほかの健康保険についてもこれは大変な問題であります。そういう意味で、小倉会長も先ほど触れられましたが、とにかく行政改革を前提にして、それから税の問題を考えいくとおっしゃいました。税制調査会はその両面を見きわめながら、御苦労さん

の答説をしてと、進めてもらいたいに尽きるかと思います。無論大型消費税は私どもの税調としては検討課題ということになつておらず、まして、その検討課題というのは必ずしも導入するということを決めた意味での検討課題ではありますんので、検討しないで済むという問題ではないかろう、こういうことだったといふことでひとつ御了解を願いたいと思います。

正とか——一例を挙げますと、失礼だけれど、
鈴木さんのような御決断がなぜ税調の方に出なか
つたかというのを私はちょっと不思議に思うので
すよ。そういうようなわけで、非常に権威のある
方々のお集まりですから、そういった後々に至つ
てみごとであるというような見識をお示しになら
れたいと思います。

それから、情報公開の重要性は幾ら強調しても
足りないけれども、さういふ意味で、この問題

○山崎(武)委員長代理 鳥居一雄君。
○鳥居委員 まず小倉参考人に伺いたいと思うのですが、先ほども指摘がございました、きょうの午前中参議院の本会議におきまして鈴木総理はさきの中期答申に相矛盾する明確な答弁をされているわけであります。

のですか。政府税調の昭和十一月の中其答申で「今後こうした課税ベースの広い間接税に着目する必要がある」と、こういうふうに述べまして、大型消費税の導入を意図する部分が実はありました。私たちに言わせれば、肥大化した歳出構造の見直し、これがもう大前提になければならないことでありますし、それをろくにやらずに国民に重い負担を押しつけていく、このこと自体どんどんないことだと実は考へるわけです。現に、これまでの経過を見ましても、行政改革というのまでは

〔山崎(武)委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席〕

大型消費税導入を五十七年度はやらない、こう明言されております。また一方、大蔵大臣もこの委員会におきまして大型消費税導入をしたくない、やりたくないと明言されております。そうなつてまいりますと、税調でこれまで大型消費税導入を土台にして答申をしてこられましたから、この作業をおやりになつてきたことが全くちぐはぐな結果を露呈しているだらうと思います。この後、どんな手続になりますでしょうか。五十七年度の税

う本当にかけ声だけで見るべきものは全くない、補助金の整理につきましてもかえつてよえてしまっている、また、会計検査院が指摘いたしました国の予算のむだ遣い、これも前年に比べまして金額にして二倍を超える、こういう状況でありますから、その後の總理あるいは大蔵大臣の発言はそうした背景から生まれているものだと思うのです。この際、和田参考人、名東参考人に、民間の税制調査会という立場で、また学識経験を積まれたお立場で、政府税調に対して批判の意味を含めますまざま御意見をおありだろうと思ふのですけれど

思つてゐるわけです。したがつて、はつきり言え
ば、政府税調さんは、われわれみたいな異説で
も、つまらぬ意見でもどんどん吸収していただけ
るような、そいつた開かれた税調になつていい
ただきたい。これは私だけの意見じやないと思ひ
ますね。（税調が公聴会をやればいい」と呼ぶ者
あり）ぜひ公聴会をやっていただきたい。どうも
失礼しました。

フレーションとの関係というのがございましたけれども、その他の経済成長率なりあるいはその後お話をございました福祉との関係、あるいは社会保障との問題、老齢化社会、いずれをとつてみしても税制上でもやはり大きな根本的な問題が出ているわけであります。これはかなり基本的なところで議論がされなければならないのではないかというふうに思います。これは、ヨーロッパ共同体を見ましても、あるいはイギリス等においても、税制についての委員会ができるておる、あるいはアメリカ、イギリス等についても法人課税そ

これから個人課税を通じてかなりいろいろな基本的な問題としての検討が行われている、それから国と地方との税源分配分というふうなことについても根本的な問題があるということから考えますと、そういう根本的な問題について体系的に議論するということがどうしても必要であるわけであります。そういうう機関が設けられて広く客観的にそして、そういうう機関が設けられて広く客観的にそいうう議論が行われる、ということが必要ではなかろうかと思います。これを現在政府の税制調査会がやってくれるならば、それはそれで結構ですけれども、政府の税制調査会の枠を超えた問題なりあるいは性格であるとするならば、新たに民間の研究者等も含めて基本的、根本的、体系的な税制の議論が短期的な政策に左右されることなく行われるということが望ましいと思います。この場合には、やはり諸般の情報が公開される、データが公開されるということが最も必要なことでありますけれども、そういうことを含めてより基本的、根本的な議論が客観的に行われるような機会といいますか、そういう制度といいますかがつくられることが必要であろう、こういうふうに考えます。

法律で明確にできないものだらうかというふうに思はうわけです。憲法二十五条の精神からまいります。現人の的控除と言われて三控除あります、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、これはある数字でありますけれども、位置づけを生活費控除という、人的控除と言われているものをいわゆる生活費控除というふうに定義をいたしました。それで生活費控除というものは生活保護費を下回らない、こういうような位置づけを明確にする必要があるんじやないかと思うのです。このところ数年の経過の中でこれが逆転してしまったというデータもござります。一つはあるデータであります、四十八年度に一級地で生活保護費が六十万七千円、生活費控除、人的控除と言われるものが七十二万五千円、つまりこの時点では生活費控除を一〇〇といたしますと生活保護費が八四でございました。これが四十八年であります、五十三年に逆転をいたしまして、現在生活費控除を一〇〇といたしますと生活保護費一二八という指数になるわけでございます。つまり生活保護世帯におきましては、所得税が免除されるというような具体的な仕組み、これをつくり上げるべきだと実は考えるのですけれども、和田参考人、この点についていかがでしようか。

等が行わるべきであって、順序としてはそういうことではなかろうか。わが国の場合には給与所得について、どうも必要経費の部分についてのとらえ方が非常にあいまいで、これが一体何なのかということが、理論的だけではなくて、実際の所得税の計算上非常にあいまいになつていて、つまり人的控除等と、それから給与所得控除などが非常にあいまいな形で取り扱われているというところにおっしゃるような問題もあるのではないかというふうに考えます。これが第一点です。

それからもう一つは、憲法などの要請している、健康で文化的な最低限の生活の保障という点を所得税が原則とすることは当然のことでありますので、生活扶助費等とのバランスというのは御説のように十分に考えられなければならないわけでありますけれども、それらを含めて生活扶助だけではなくて、児童手当等もありますとか、あるいはさらに拡大するならば、そういう一般的な生活に対する保障の制度というものが、所得税と組み合わされて最低限の生活が保障されるような制度的な裏づけというものが行われることが望ましいのではなかろうか、こういうふうに考えます。

○名東参考人 いまの生活費控除、賛成ございまして、外国など、これはフランス、ドイツなどでもいろんな必要経費控除が行われておりますね。だから、そういうことにならいまして、必要費概念を広げるということを私は年来主張しております。いまの必要費概念というのは非常に狭いのです。もうけ仕事とか、それに関連したことだと思うのです。そういうものを広げていけば、われわれ労働者にもそれが均てんできるのじやないかということで、ねらいとしては、いまおつしやったような生活費控除と内容的には同じことになると思うのですが、形式的には、私のいま言つた必要経費の概念を広げていただいた方が不公平がなくなるのじやないかと思ひます。

それからもう一つは、いまのは課税最低限の方になりますね。ところが、それ以下の、たとえばいま年収二百一十万五千円以下、そういうふたよ

うなところには要するに非課税だという、税金がかからないというわけですね。それに対してもやはり負の所得税、フリーダムあたりも言つていますね。そういったような生活扶助的な要素をこれから加味していかないと相当シビアな面が出てくるのじやないか、こういったようなこともお考え願いたい、こういうように考えております。一言……。

○鳥居委員 ありがとうございました。

それでOECDレポートにおきまして、わが国の減税方式が取り上げられまして、かなり評価される皮肉な一面があるわけですから、これまでの減税の足跡をたどつてみますと、ことしあたりも、五野党の要求に対しまして大変なやりとりの結果、七月の段階におきまして調整減税が行われる、こういうことであります。それでアジャストメントができないということに大変に腹立たしい限りなんですけれども、課税最低限、これがわが国の場合国際的に見てかなり高いのだと盛んに宣伝されているわけです。和田参考人の御意見の中に、これを否定的に御意見をお述べになつているものがございますが、御意見の御開陳をお願いしたいと思うのです。

○和田参考人 課税最低限というものの中身が何をもつて構成されているのかということがまず第一に問題だらうと思います。

たびたび申し上げるようですがれども、給与所得控除をどういうふうに位置づけるのか、入れるのか入れないのか、それからたとえばイギリスの場合には基礎控除だけでございまして、わが国の扶養控除に当たるよらないわゆる子女控除というのですけれども、これは一九八〇年で廃止されておりますので中に入つております。そのかわり児童手当があるというふうに制度的な違いというものがありますので、各国そのまま比較することはちょっと現実的ではないということが第一点であります。

それからもう一つは、比較するとすればやはり同じ所得課税であるところの地方税で比較すべき

でありまして、わが国の場合で言いますと夫婦子供二人の四人給与所得者で百五十八万四千元といふのが五十五年における住民税の課税最低限でありますて、これで比較しますと、大蔵省のデータですけれども、各国においてそれほど比較して差がないというようなことになりますし、それがからこういう場合に為替レートで換算してそれがいいかどうかということも疑問点としてあるうかと思います。

それからもう一つ、EC付加価値税をのけて考
えてみた場合、そうするとフランスなんかではこ
れは一六・七%にすぎなくなってしまう。ドイツ
ですら附加価値税の割合が二六・六%ございます
から、それをのけてしまふと二三・五%、日本よ
りも少し高いという程度になるわけですね。
そういうようなわけで必ずしも、私の調べた範
囲では課税最低限が日本は高いということは絶対
にないと思います。

な意識を変えてもらつて徐々にでも変革していく
だかないと、下から盛り上がりつてくる大きな波に
足をさらわれてしまうのじゃないかという危険性
を感じるわけであります。単なる減税問題とか増
税問題というようなものを超えた大きな一つの
波、時代の流れがあるわけです。そういうものを
認識していただかないと、もう取り残されて流さ
れてしまうということを申し上げたいと思うので
す。

それから税務執行上につきましてはいろいろ問題があるでしようけれども、何といいましても給与所得者に対する課税上の問題というのが一番大きいのではないか。クロヨンといいますと、やはり六とか四というふうなところも問題があるわけありますけれども、給与所得者の税負担というのは特に近年インフレ下で次第に重くなってきているような状態でありますので、この給与所得者に対する课税について、どうま、左様と言えます。

ります。 といったしますと、いろいろないま申し上げました
ような制度の違い、それから換算の違い、それから
ら住民税等も含めて考えるというふうないいろいろ
な点を総合的に判断しなければならないのではないか
かろうかということでありますて、そういたしま
すと結論的でありますけれども、わが国の課税率
低限というのは国際的に見て高いというふうには
言えないのではないかというふうに考えてお

ですが、税執行上の不公平感、これが実は充満しているわけです。トーゴーサンあるいはクロヨントーが、実際どういうふうに御認識されていらっしゃいますでしようか、名東参考人、和田参考人。
○名東参考人 これはいま申し上げたように、課迫る、こういう経過をたどってきておりますけれども、税執行上の不公平、それから税率そのものの不公平、大きく分けてこう言われておりますが、実際どういうふうに御認識されていらっしゃいますでしようか、名東参考人、和田参考人。

ということでござりますけれども、制度的に言いますと、私は三点ぐらい主なものがあるのではないかと思つてゐるわけです。

一つは、資産所得の優遇といふ点でありますて、所得において、特に資産所得面が優遇されてゐる。これは利子配当課税につきましては昭和五十九年からは正されるということになりましてグリーンカード制の導入というふうなことが決められましたので、これはどうなるかということは今後の問題でありますけれども、なお土地の譲渡所得

○大原(一)委員長代理 この際、十分間休憩いたしました。

○名東参考人 この問題は、前提になつてゐる為替相場、為替レートが問題であると思うのです。私は、昭和四十六年、一九七一年十二月のスミソニアン協定によって決まった一ドル三百八円を基準に日米の卸売物価、輸出物価、それがら消費者物価を比較して計算してみました。そうすると消費者物価は、計算すると一ドル三百五十五円、こ

税をする場合と徴税の場合、これは明らかにアンバランスがあるわけです。これはもう本質的なものだと思うのですね。この基本は何と申し上げても戦後——戦前と言つてもいいのですが、殖産興業方式ですね。要するに産業優先のめり込んでいく。日本人は何でもめり込むのですね。防衛問題でものめり込むところに問題があるわけで、国債問題でござります。

課税でありますとか、あるいは株式の譲渡所得課税等に問題があるということでございます。第二点は、資産の所有と、いろいろにかかる不公平があるのでありますし、土地資産あるいは有価証券その他の資産保有といふところに対する課税がもう少し強化されなければならぬであります。

午後四時十一分開議
○小泉委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

費だとか食料費、こういうものが非常に割り高たから、これに給与も含めますと一ドル三百五十五円で計算すると、すなわち円の外面はいいけれども内面が悪いということですね。これで計算しますと、アメリカよりも低くなりますが、いま申し上げたように日本のこの二百一万五千円に対してアメリカでは御存じのように四人で七千四百ドル、二百六十二万七千円といふになります。それから住民税でも、日本のおの百五十八万四千円に対してアメリカの百七十七万五千円、五千ドルということになるわけです。

のめり込んでいく。こののめり込んでいくところに問題があるわけで、そういうわけで殖産興業案が式にのめり込んできたと思うのです。ここに私は問題があると思う。したがって、課税上にどういう不公平はあるかということはもう列挙すれば切りがないわけであります。それから徵税上の不公平、これもいろんな資料を私持参しておりますが、要するにこういったような体質的なものを一遍に改めるということは、利害関係がありますからね、既得権益がずいぶん重なっていますからむずかしいにしても、やはり新しい考え方——正統的

第三点としていたしましては、わが国にいわばる沿
人資本主義とも言われるような、いわゆる法人が
經濟の中心を占めておるわけでありますけれど
も、その法人に対する課税というものがかなりあ
いまいである。これは租税特別措置も含めて法人
税制そのものの基本税制について言えるわけであ
りまして、法人と個人との負担の平等とか、ある
いは法人の性格等につきましてはなお理論的かつ
実際的に問題があるところでありますけれども、
それらを含めまして法人に対する租税のあり方と
いうものを、古典的な議論ではなくて現代的に再
検討する必要がある、こういうふうに考えており

今回の国会、特に所得減税の話で大変紛糾をいたしましたして、まあ多少の物価高の責任という形で所得減税が、いまのところ形だけ確保できたという内容でございますけれども、先ほどからのいろいろな御議論をお聞きをいたしておりますと、どうしてもいまの、特に給与所得者に対する不公平感、そういうものが大変国民の間に強いというようなニュアンスでお聞きをいたしておりますけれども、そういう中にありますて、現在税調では、所得税の体系も含めて、いろいろな税体系の全般

の見直しをなさつておられる。特に昨年の答申に

考えに受け取つてよろしいでしようか。

もございましたように、すそ野の広い消費体系と
いうものに着眼をされて、大型間接税なるものを
検討中であり、特にことしの三月以降、積極的に
といいますか、本腰を入れて検討なさるという小
倉会長のお話がございました。

そこで、現在の段階において、たとえば五十七
年以降の税制についてどの程度意見をまとめられ
ているか、それについてお伺いしたいと思いま
す。

○小倉参考人 税調としましては、先ほど冒頭にごく簡単に申し上げましたような中期税制のあり方、それから五十六年度の税制改正におきましても、その後税制調査会は開いておりませんので、税制調査会として現在どういうようなことを考えているかなどということは、ちょっとと申し上げるものがございません。

ただ、これまでの経緯から申しまして、いまお尋ねの中にもございましたように、主要な税目区分についてやはり一通りの検討はできるだけ早い機会に進めなければならぬだらう、まあ三月というようなことを申したことありますけれども、国会の御審議の状況等を考えますと、やはり四月以降の方がむしろ適当じやなかろうかというような気がいまのところしております。

税につきましては、鈴木總理の發言もあり、また國会決議というものがあり、そういう内容から、政府の方針と全く同じではないけれども、ほぼ沿つたように検討してまいりたい、そういうような

お話をされておりました。そのときの国会決議、いうものは、一応一般消費税によって増税を図ることはよくない——よくないといふうのは、変ですかけれども、いけないといふういうなことでございましたけれども、国会決議をなかなか大蔵省が重要視しない、そういう動きがあるわけですけれども、税調としては、やはり国會決議に基づいた動きを十分配慮してやるという

○小倉参考人 国会の御決議の次第でございますが、これは大蔵省が重く見ないとか税調が重く見るとかいうようなことではなくて、恐らく政府閣係はすべて国会の御決議は重く見るということだと思います。一般消費税の御決議につきましては、そのことは絶えず念頭に置いて検討してまいりたい。検討というのは、決議 자체ではなくて、一般的消費税といったようなものに関する限りであります。間接税を検討する場合に、御決議の次第は絶えず念頭に置いておく、こういうことかと思います。

○玉置委員 不公平税制のお話に戻りますけれども、現在、クロヨンあるいはトーゴーサンと言われておりますように、特に課税把握率といいますか、対象所得の把握に関する精度が非常に悪い、そのことが大変大きな要素であり、かつ、給与所得であるいはそのほかの所得に対する格差、この二つが大きな原因であると私も思っておりますし、先ほどから御説明をお聞きをいたしておりますと、そういうニユアンスを受け取れました。

そこで、現在の法人所得を考えようによつては、法人、個人の区別が非常につきにくい部分、特に個人法人といいますか、そういう部分が法人として取り扱われている、こういうことも一つ大きな要素ではないかと思うわけです。納稅が非常に少ないにもかかわらず、外車を乗り回したり、あるいは大変豪華な家にお住まいになつてゐるということも見受けられますし、また一方では、サラリーマンがあくせくかせいで、ようやく中間管理職になりながらせいぜい小型車しか買えないということも実態でございます。

そういう中で、先ほどから大きな要因を述べられましたけれども、給与所得者についてはまず固定的なものだという、それは考え方はおかしいですけれども、置いておいて、法人税の性格としてはどうあるべきであるか、また課税方法としてはどういう改良をすべきであるか、もし御意見をお持ちであれば、名東先生、和田先生、それでお伺いをいたしたいと思います。

○名東参考人 産業界でも、大きいことはいいことだという巨大信仰がまだかなりあると言わざるを得ないわけですね。この資料は、公正取引委員会の企業集団の実態調査などです。これを調べてみると、まだまだそういった——また、アメリカにもあるのですね。アメリカにも、巨大信仰、大きいことはいいことだ、そういうふうなことがありますし、スケールメリットといいますか、規模の経済性を追求するという時代おくれの感覚にまだとらわれているのがかなり多い。

しかし、そういうふうなものに対して優遇措置を講ずること自体、私は、おかしいと考えているわけなんですね。したがって、現代のような資本主義の成熟段階においては、やはり小さいものこそ優遇されるべきだと思うのです。そういう意味で、大きい所得、大きい蓄積にはより大きな負担をかけていただく。したがって、原則的にはやはり比率税率よりも累進税率であるべきだ、こうい

○名東参考人 産業界でも、大きいことはいいことだという巨大信仰がまだかなりあると言わざるを得ないわけですね。この資料は、公正取引委員会の企業集団の実態調査などです。これを調べてみると、まだまだそういった——また、アメリカにもあるのですね。アメリカにも、巨大信仰、大きいことはいいことだ、そういうふうなことがあります。それで、スケールメリットといいますか、規模の経済性を追求するという時代おくれの感覚にまだとらわれているのがかなり多い。

しかし、そういうふうなものに対して優遇措置を講ずること自体、私は、おかしいと考えているわけなんですね。したがって、現代のような資本主義の成熟段階においては、やはり小さいものこそ優遇されるべきだと思うのです。そういう意味で、大きい所得、大きい蓄積にはより大きな負担をかけていただき。したがって、原則的にはやはり比例税率よりも累進税率であるべきだ、こういうふうに考えております。

中小企業は、確かにそれはいろいろな抜け穴とか、いろいろなみなし法人とか、いろいろな便法もあると思うのですが、しかし大局から見れば、やはり多品種少量生産というものに向いておると私は思うのです。きめの細かいサービスをするには、やはり中小企業は向いていると思うのです。大企業でも心あるところでは、小さいセクションに分かれてやっているわけです。そういう意味で、獎励的に低い税率を適用した方がよいと考えているわけです。

中には、国際競争力を維持する、そういうたてまえでいくべきだという考え方もあると思うます。少なくとも歐米の法人税と肩を並べる。今度はそういう意味で少しでも、二%でも上げれば意味があると思うのですが、低いということはまずい。

しかし私は、ある意味においては日本の法人税が、税制が新しい機軸を出していいんじゃないかと思うのです。何も国際水準にばかり右へならへする必要はないのであって、新しい機軸を示す

ということですね。ただし、先ほども私指摘したのであります。これからは苦しい時代を考えた場合には人手を多くかけていくような投資、したがって貯蓄ですね、そういうたよな施策、今まで持つておった企業の完全雇用機能がいま衰退しているわけですが、そういうものを回復するよな施策を優遇していただきたい。こういったよな日本的企业における一つの特殊性、これは欧米とは若干違うと思うであります。そういう意味で基本的には巨大化していくようなところに苗どめをかけていくという税制であるべきですか、しかし、いまのような新しい情勢に即したきの細かい優遇措置を講じていくべきだと考えるわけです。

そこで、たとえば法人擬制説であります。現在の法人税制を考える場合、有力な説というのはやはり法人擬制説だと思うのです。しかしこの説は、企業内蓄積を促進しようとする資本主義の初期的段階とか發展期には妥当すると思うのであります。ですが、現在のような成熟期には妥当しないと思ふのです。したがって、はつきり言えれば配当控除制はやめる、しかしながらたとえば金利に見合ふ、利息に見合う配当金の損金控除は認めた方がいいのではないか。御存じのように、配当金は現在事実上利子化していると思うのですね。そういう意味において費用控除は認めるべきだ、こういふふうに思います。そういうわけで、御存じのようないふうに思ひますので、したがつて欧米では配当控除、インピューテーションがかなり優勢でありますが、これは会社というものに考え方であります。しかし、国際競争力は必ずしもそう対する考え方が欧米と日本ではかなり違うのではないか、こういうふうにも思ひますので、したがつて国際競争力を全然無視してしまつていいとは考へません。しかし、国際競争力は必ずしもそういったよなことだけに影響されるものではないと思うのですよ。そういう意味において新しい累進税率を考へてみると、これは世界、欧米に一つの模範を示すという意味にもなるんじやないかと思うのです。

○和田参考人 税制の方では法人税の問題といふのは理論的にも非常にむずかしいものがござります。ただ、わが国の場合には法人数が非常に多いわけであります。そしてその中の大部分、九九%近くはいわゆる個人としての法人といいますか、法人というよりもむしろ個人的な色彩の強い性格のものになつてゐるということでありまして、そういうところでは個人と法人とを非常にうまく使い分けているというのが実態ではなからうかと思ひます。そういう点で私は、法人としての法人と個人としての法人といいますか、ちょっと言葉はなんですかれども、そういうふうに二つに分けられるべくすれば分けていた方がいいのではないか。現在でも若干区別はされているのですけれども、もう少しはつきり区別をして、法人としての法人といいますか大法人といいますか、社会的に自立した法人ですね、この場合には税法の上でもいわゆる独立課税主体としての扱いをして個人との負担調整はしないとか、あるいは累進的な税率を採用するというふうにした方がいいのではないか。それから個人と紛らわしいといいますか、個人的性格の強い法人の場合には法人、個人一体説といいますが、いわゆる法人擬制説にのつとった課税をして、法人と個人とをうまく使い分けるといふ余地となるべく残さないような税制にすべきではないかということであります。ただ、現実に余り個人企業と同列に扱つた場合には法人企業としてのメリットというものがなくなるわけでありまして、この点は経済的インセンティブといいますか、こういうもののとの関連があるうかと思ひますけれども、その辺は政策上の問題でありますて、制度といたしましては何といいますか、第一法人税、第二法人税と言つてもよろしいでしようという点からいっても好ましいのではないか、こ

ことが一般的に不公平感といふものに大変大きな影響を及ぼしていると思います。そういう意味で、当委員会でもこれから法人税は長く検討をしていかなければいけないと思うのです。

そこで、今回税制全般について見直しをする余裕なく単に増税に踏み切ったということで、国債の発行について、十兆円程度は国の財政として不健全でないというお話を先ほどからございましたけれども、われわれとしても、昭和五十九年という非常に短期間に財政再建を図るということではなく、まだ比較的償還の薄い六十二年程度までは延ばせるのではないかというふうな見方をしておられます。その辺に対しても何か御意見ございましたらお願いをしたいと思います。

○和田参考人 私もそういうふうに考えます。現在発行額が、これはフローの方だけからなんですがれども、十二兆円ということになりますと相当程度その依存度が低下してきておりまして、もう一步だと思うのですね。もう一步、十兆円というところまでいけば将来とも相当楽になりますのでは、そうなりますと、五十九年、六十年というふうなことで余りあわてる必要はないのではないか。財政の中身というのも大変大事ですから、その辺の財政状況とか支出の内容ということも総合的に勘案して決定すべきであるということです。

それからもう一つは返す方の問題ですけれども、これも特例債の償還が差し迫つてきているわけですが、その辺につきましても、特例債だから現金償還しなければならないということにこだわらないで、四条債と同じように借りかえを行うようにして償還を先に延ばすというふうなことも考慮されてよろしいのではないか。

いずれにしても、借金に非常に頼るということは財政上好ましくないとはいうものの、しかし相対的に経済規模なり財政規模との間での問題でありますので、その辺を総合的に勘案をしていかれる方がよろしいのではないかというふうに考えま

○名東参考人 この問題はやはり金融との関連ですね。いま金融事情がかなり過保護体制といいまつたような国債管理政策自体にかなり問題があるとか、それと御存じのような銀行対便貯金の問題や、かなり変則な面が出ていますね。そういうふうな問題がござる。だからこれは単に財政問題だけじゃなくて、金融をひつくるめた、郵便貯金もひつくるめた今後の全体としての経済政策をどうあらしめるかということを全体的に再検討する必要がある、こういうふうに考えております。

○玉置委員 いろいろな問題点が出てきましたけれども、その中で先ほどから自然增收で財政再建を進めるべきであるという話が再三出てまいりました。しかし、現在の経済状態、経済情勢から見えた。当初大蔵省でもかなり樂觀ムードがありましたが、最近はかなりびりびりと締まってきたけれども、最近はかなり低成長であります。日本だけが日本独自で高度成長を続けることができない。先ほど名東先生の方から五千億ドルの負債の話がございましたように、いずれどこかで火がつけば、それが全部表へ出てくるような世界的な金融恐慌というものに陥る危険性も大変あります。そういうことを考えますと、これから先経済見通しとしてはかなりかたいところを読んでいかなければ日本の財政運営ができるのではないか、そのように思うわけです。そういう意味で、現在の日本が置かれている経済情勢から見て、これから財政再建を自然增收で本当に盼えるのかどうか。というよりも、近い将来五十六年、五十七年を見通して、石油との絡みもありますし、世界的にインフレがアメリカを中心にしてまだおさまらない。そういう状態の中で貿易摩擦が生じておりますし、そういう中から見て日本の経済の規模、これが本当に拡大できるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

場合と同じように、せい肉があるということは危ないと思うのです。やはりせい肉を落とさなければいかぬと思うのですね。その点民間では大なりせりせい肉を落とし、これが中小企業なんかでは倒産という形で出ているわけです。いやおうなしに出てくるわけですね。ところが国家財政の場合は、不幸にしてせい肉をいつまでも持続できるのです。これが非常に困ったことだと思うのです。そういったような周囲の情勢というものがかなり危ない方向へ落ちつあるのかかわらず、いつまでもせい肉を抱えておる、目が覚めない。大恐慌でも来ない限り恐らく目が覚めないのじやないですか。もう少しそういうような将来のことをお考え願つて、せい肉落としを、これは単に行政改革だけではないと思いますが、あらゆる面で、国民経済はもちろん企業ももちろんありますから、官庁あたりが率先して、国会でもそぞうだと思うのですが、率先してせい肉落としに心がけてもらわないと、緊急事態に対して恐らく対処できないのじやないかという危惧を非常に持つておるわけであります。

○玉置委員 何か時間が余りありませんので、最後に小倉会長に一点だけお聞きをいたしたいと思います。

行政改革、不退転の決意を鈴木総理が言明をされましたがれども、これが今までかけ声だけではなかなか進まなかつたというのは、いまのサービスを自分のところだけで削ることはないだろうといふ。各官庁のそういうのが根底に流れているような気がするのですけれども、ずばり言つて、本当に進まなかつた理由というのをしお考えになつておられましたならば、参考にお聞きしたいと思います。言いにくいでしょうかけれども……。

○小倉参考人 ちょっとと私お答えする筋ではないかもしませんが、私は第一次臨時行政調査会のときの専門委員だったこともありますて、全く縁がないというわけでもございませんのですが、なぜうまく実行できないか、こういうことになりますと、やはり具体的な人減らしとか具体的な政府

支出の削減ということになりますとそれぞれ利害関係のところがございまして、そういう利害関係のおおよその納得を得なければ、何事でもそういったようなことができるような世論を形成していくことが非常に重要ではないか、そういう感じが問題であつて、どのようにしてそういう関係方面との合意を得ていくか、おおよそのやむを得ないといふところくらいの合意を得ていくか、そういうふうなことができるような世論を形成していくことが非常に重要ではないか、そういう感じがいたしております。

○玉置委員 終わります。

○大原(一)委員長代理 正森成二君。
正森委員 正森でございます。最後ですけれども、私からまず最初に小倉参考人に伺いたいと思います。

税調会が昨年末に中期の答申をお出しになりました。それの解説のようなものがあちこちで行われておりますが、木下和夫さんがあなたの代理で月曜会というところで講演をしておられました。それを拝見しまして二、三会長である小倉参考人に伺いたい、こういうように思います。そこで言われておりますのは、私がいま第一番目に聞きますのは、税調が全体として言っていることですが、国税で2%、地方税で1%の増税が六十年までには必要である。その理由は、五十五年の歳出はGNP比率で一七・二%だ、その八割を少なくとも税金で賄わなければならぬ、こう考えると一三・八%になる。ところが五十五年の租税收入、国税收入が一〇・七%だから、その差は三・一%である。ところで、自然増収が大体一%ぐらい見込めるから残りは約二%である、こういう理屈ですね。

それから地方税については、昭和五十五年はGNPの一六・八%ぐらいの割合である。そこで地方税としては普通会計の歳出の四二・七%ぐらいあれば満足であるから、一六・八掛ける四二・七で七・二%ぐらいになる。現在地方税がGNPに占める比率は六・一%だから、七・二から六・一

を引くと一・一だ。地方税の場合には自然増収がGNPの〇・一だから、それを引くと〇・九%、約一%の増税が必要である。両方足してGNP比三%

の増税が必要である。改革によって五十七年度課税ベースの広い間接税の導入は考えないということを言われた。先ほどから小倉参考人の御意見を伺つておりますと、やはりその導入に向けて準備しなければならないと

いうことのようですが、中期の答申で言つておられる国税で2%，地方税で1%の対GNP比税負担の増額というはどうしても必要だというよう

に思つておられるわけですか。

○小倉参考人 無論これはいろいろな条件がございまして、昨今非常に論議されておりますような歳出の削減というのがどの程度行われるが、またその背後で行政改革がどの程度行われるかといふふうなことが一つ大きく影響するわけあります。それからまた、今後の経済成長がどうなるかとか、税収の関係で言えば名目でいいわけですが、ようけれども、経済成長が名目あるいは実質の程度に成長していくか、いろいろな条件がございまして、そのときに申せませんけれども、どの程度の税負担の増が今後必要になるだろうかというおよそ

の感覚を一般に得ていただくため、五十五年度のおよその、当時二〇・五%であります。それを昭和六十年度には六%ふやして二六・五%にまで上げる、そうしなければ、日本経済といいますか日本の財政はうまくいかないのだという考え方であります。

ところで、私が今度の予算委員会で、発表されている数値等に基づいて計算しますと、昭和五十六年度ですでに国民所得に対する租税負担率といふのは二十四・七%にまで上がるのです。これは河本企画府長官も認めております。あるいは担当局長も認めているのです。そして全く増税がな

しで、しかも租税弹性が国税の場合は一・二、地方税の場合は一・一という非常に低い、政府

が認めてる弾性値でしか租税はふえないと見て

いるのですね。

お答えになるかどうかわかりませんけれども……。

○正森委員 中期の答申を見ますと、相当気合いで入れて三%ぐらいふやさにやいかぬというふうに読めるわけですが、いまの御意見はややトーン

ダウントされたようあります。

そこで、税調は、政府が閣議決定もいたしました新経済社会七ヵ年計画、五十六年一月にはその「フォローアップ昭和五十五年度報告」というのも出されておりますが、それとの整合性についてはどう考えておられますか。

○小倉参考人 この点については、私よく存じませんといいますか、深く税調では論議した記憶がございませんけれども、たしか委員の中からも総会等でそういう質問が出まして、当時の役所の方の答えによれば、大体整合性を得ているぴったりは合わないようですが、そんなに大きなそこはない、こういう答えだったことを記憶しております。

○正森委員 それは必ずしも整合性がないよう思われるのですね。新経済社会七ヵ年計画というのは、政府が閣議決定して、あらゆる省庁が、今後数年間の日本経済あるいは財政はどうあるべきかということで立てているわけです。そこには租税の負担率といふようなものも明白に目標が提示されています。それが申せませんけれども、このとおりであります。その目標値によりますと、五十三年度の、国民総生産に対するものじやなしに

国民所得に対する租税負担率といふのは、当時二〇・五%であります。それを昭和六十年度には六%ふやして二六・五%にまで上げる、そうしなれば、日本経済といいますか日本の財政はうまくいかないのだという考え方であります。

ところで、私が今度の予算委員会で、発表されている数値等に基づいて計算しますと、昭和五十六年度ですでに国民所得に対する租税負担率といふのは二十四・七%にまで上がるのです。これは河本企画府長官も認めております。あるいは担当局長も認めているのです。そして全く増税がな

しで、しかも租税弹性が国税の場合は一・二、地方税の場合は一・一という非常に低い、政府

が認めてる弾性値でしか租税はふえないと見て

いるのですね。

そうしますと、あなたのところが四月から鋭意やるうとしているような、課税ベースの広い間接税の研究、検討なんというのは少し休んで、ゆっくり体力を整えてそれからやるという方がいいのじゃないですか。

私のこの数字は、河本企画府長官に質問したら、それは大体当たつてはいるという答弁なんですよ。それで、経企庁長官は別の場所では、昭和六十年どころか五十七年度か八年度ぐらいで租税負担率二六・五は達成してしまうということを言うているのですね。

そういうとしているような、課税ベースの広い間接税の研究、検討なんというのは少し休んで、ゆっくり体力を整えてそれからやるという方がいいのじゃないですか。

○小倉参考人 ただいまお尋ねの中にございまして、私はその席でそばで聞いておつたわけじゃございませんが、たしか経済審議会ですかの席で、ある委員の御質問にお答えになつたところで

類似のお答えがあつたことを伝え聞いておりま
す。そういう見方もあるいは成り立つかもしれま
せん、企画庁長官がおつしやるのですから。だけ
れども、それは余りにも楽観的に過ぎるのじやな
いかという気もしないこともございませんので、
無論今後間接税というようなものを検討する場合
はそういう御意見のあるところもひとつ十分よく
お聞きしまして、考慮して検討したい、こう存じ
ます。

○正森委員 それでは、和田参考人にお伺いいた
します。

「租税政策の再検討」という本も読まさせていただ
きましたが、御経歴を見ますと、当初静岡大学を
出られたそうで、私は旧制静岡高校の出身でござ
いますので、同窓生であることを光榮に存じてお
ります。エコノミスト一月二十七日号にも先生の
論文が載っておりまして、非常に興味深く読まし
ていただきました。ここでも出ているところでござ
いますが、政府は二言目には、所得減税、ある
いは先生のお言葉では調整ですね、アジャストメ
ントをやらない理由には、金がない、つまり財政
上余裕がないということと、もう一つは、いつで
も、課税最低限が国際的に見て高い水準にあると
いうことを言うわけです。このエコノミストで
は、先生が三つぐらい例を挙げまして、そういう
ような言い方は必ずしも正しくないのじやないか
と言われておりますが、念のために御説明願えれ
ばありがたいと存じます。

○和田参考人 課税最低限の質問ですが、いま御
指摘のエコノミストの論文でも書いたわけなんで
すが、いわば常識的と言えば常識的なことと、新
たに言うほどのことでもないかもしませんけれど
も、第一点といたしましては、先ほども指摘が
ありましたように、課税最低限を比較する場合に
為替レートでやっている。この場合、そのとき
のいろいろな変動によって違うわけですがれど
も、一ドル二百二十五円とか二百二十円とか、そ
ういった為替レートでやるわけではありませんけれど
も、実際に税負担をする場合には、所得税の場合

には購買力を比較すべきではないかというのが
私の論点の第一点です。その点で言いますと、わ
が国の購買力水準は、為替レートで換算した場合
の円よりもかなり弱いということが言わされており
ます。まして、これは大変むずかしいところはあります
けれども、その点を勘案しなければいけないので
はないか。

それから、第二点といったら、課税最低限
の中身でありますと、給与所得控除、それから人
的控除がわが国の場合にその中身になつております
す。このほか、社会保険料控除などがありますけ
れども、国によりましてはこれがさまざまであり
まして、給与所得控除あるいは勤労控除がある國
が掲げられておりませんが、それでも昭和二十年
の三五%前後の比率に対しても、四十七年ですでに
六七%ぐらい、最近では上場株式関係について見
れば七〇%をやや超えているような状況であります
が、この傾向がどういう理由で起こったのかとい
う点について著書で書いておられますと、時間が
ありますので、その辺はベースを同じにしなけ
ればいけないわけであります。仮にこういう国際
比較の数字を挙げるとすれば、そうしたベースに
ついて客観的に納得できる説明が加えられるべき
だらう、こういうことがあります。

○和田参考人 いま手元に本がありませんので、ど
ういうことだったのか記憶がないので申しわけあ
りませんけれども、第一点としては、法人による
法人支配といいますか、株式による支配が目的で
ある、それから事業会社による資産運用というこ
とがあるだらうと思います。投機目的といふう
なことがあるでしょうかれども、いずれの場合に
も、やはりこういう法人による法人の支配ある
いは法人の資産運用が他の法人の株式保有によ
つて行われることがかなり支配的になつてきてき
るといふことは言えるのではないかと思いま
す。

それから、第三点といたしますと、課税最低限
はともかくそこから税金がかかるということであ
りますので、住民税の課税最低限をとるべきであ
つて、所得税の課税最低限では不正確である。こ
の点では、地方税で所得課税を持つている国は比
較的少ないわけでありますと、通常挙げられる先
進工業国の一例で言いますと、アメリカの州所得税
というのがあるわけでありまして、あとは一本化
されおりませんので、わが国の場合には住民税の
方をとるべきである、こういうふうな理由で、課
税最低限の比較が正確ではないということを指摘
したわけであります。

○正森委員 ありがとうございました。

いまの第二の点は、たとえば各国でも共通して
いる扶養控除といいますか、人的控除、それだけ
で比べてみるとどうやうであれば比較的公平な比
較ができるというような御内意だらうと思いま
す。

たくさん聞きたいのですけれども、時間の関係
で、次に「租税政策の再検討」の「法人税制改革の
課題」という先生の論文のうち、三つぐらい聞き
たいのですが一つだけにさしていただきます。近
いところでは上場株式関係について見
れば七〇%をやや超えているような状況であります
が、この傾向がどういう理由で起こったのかとい
う点について著書で書いておられますと、時間が
ありますので、その辺はベースを同じにしなけ
ればいけないわけであります。仮にこういう国際
比較の数字を挙げるとすれば、そうしたベースに
ついて客観的に納得できる説明が加えられるべき
だらう、こういうことがあります。

○和田参考人 いま手元に本がありませんので、ど
ういうことだったのか記憶がないので申しわけあ
りませんけれども、第一点としては、法人による
法人支配といいますか、株式による支配が目的で
ある、それから事業会社による資産運用というこ
とがあるだらうと思います。投機目的といふう
なことがあるでしょうかれども、いずれの場合に
も、やはりこういう法人による法人の支配ある
いは法人の資産運用が他の法人の株式保有によ
つて行われることがかなり支配的になつてきてき
るといふことは言えるのではないかと思いま
す。

○正森委員 ありがとうございました。

同時に、こういうぐあいに法人の所有株式があ
るということは、税制の上でそれを有利にするよ
うな特別措置が非常に大きな影響を与えているの
ではないかという説がございますが、そういう傾
向もございましょうか。

○和田参考人 それにつきましても一々具体的な
説明をいま準備してきていないのですけれども、
恐らくその一番顕著だったのは、昭和四十年、四
十一年ですか、あの大不況のときにかなり大幅な
特別措置の導入改正が行われまして、そうした法
人の動向とか、あるいはあのころは合併に対する
特別措置が行われたわけですから、そういう
合併ないし株式による子会社あるいは孫会社の形
成が有利になるような税制が導入されたというこ
とは記憶しております。その後これら特別措置
はかなり改廃されてきておりますので、現在はそ
れほど顕著なものはないと思われますけれども、四
十年代においてはかなり顕著なものがあったので
はないかというふうに記憶しております。

○正森委員 名東参考人に伺いたいと思います。
先生が「小さい政府を目指して、市民のための
財政読本」という著書をお書きになっております
ので、非常におもしろく読ませていただいたので
すが、ここに、必ずしも先生の御担当の御執筆場
所ではないかもしれません、「官僚王国を斬る」
とか「財政再建の具体策を問う」という章がござ
います。これを見ますと、たとえば特殊法人等々
は最初は目的があつて設立されたんだけれども、
そのうちにその目的と存在がひっくり返って、目
的がもうすでにある意味では達成されたというか
効果がなくなつても、存在しているものだから、
逆に存在を続けるために仕事を探すというような
傾向がやはりあるのじやないか、ペーキンソンの
法則というのも提起されておりますが、大体ほつ
ておくと組織というものは毎年毎年五・七五%ぐ
らい自己増殖をすると、たとえば建設省関係のもの
はそれにびったり合うとかいうようなことが書い
てございますが、この問題について御意見がござ
いましたら、伺いたいと思います。

○名東参考人 いまおっしゃつたように、ペーキ
ンソンの法則では、仕事のいかんにかかわらずお
役人というものは仕事をつづっていく、部下をぶや
していく、これはイギリスの実例を調査した結果
だとと思うのです。これは私も十年ぐらい前から調
べておるので、日本の場合でも大体妥当する
ということを、私、大体確証を得ておるというよ
うに思うのです。その場合抜け道になつたのはや
はり特殊法人ですね。総定員法で抑えましたね、
そのためどんどん特殊法人で抜けていく、こう
いう傾向は間違いないと思うのですね。これはや
はり困ったことだと思うので、何とかしていただ
きたいと思うのです。

それから、ちょっと外れますが、株の持ち合いで、公正取引委員会でも明らかに統計的に認めておると思うのです。いわゆる法人の受取配当金は二兆円以上だと思うのですが、これは相当な金額だと思うのですよ。やはりひメスを入れて、これをごそりと取れば——グリーンカード 자체いろいろと問題がありますけれども、そういうような利子配当問題は、やはり単なる個人じゃなくて法人にメスを入れることによって初めて明るみに出ると思うのです。個人はかり追及したって、いまおっしゃったように個人株主は三割を割つておるわけですよ。機関投資家の方がはるかに多いのですよ。しかもそれは、持ち合つておるわけです。この持ち合つたところにメスを入れない限りは利子配当問題は解決しないと思います。

○正森委員 最後に一問だけ小倉参考人にもう一度伺います。

本年度は、いろいろの税目で既存税制で約一兆四千億円増税になるわけですが、その中には法人税の2%アップということで、これは中小企業に対するはどうかという意見がございますが、大企業に対する2%アップについては与野党含めて大きな異論がないようです。そういうもののほか、印紙税から物品税から有価証券取引税からさまざまなものがありますが、こういうその他の増税についてどういうふうに思つておられますか。妥当なものだと思つておられますか。

○小倉参考人 個々にいろいろな立場からごらんいたぐと、御不満というかこれは困った増税だとかいろいろ御意見がございましょうけれども、いろいろ歳出を詰めていただいた上で、しかも二兆円の国債を減らすということを含めましてこの程度、いまのお話の一兆五千億程度の増税はともやむを得ないとということで、既存の税目を洗つてできるだけ増税をお願いするということでしたしまして結果あるようになつておるということです。御了承願いたい、こう存じます。

○正森委員 「月曜会レポート」で「中期税制の

答申について」といつて税制調査会長代理が講演されたものを見ますと、「来年度は税収不足額が二兆円の国債減額をやつて、一兆五千億円の税収不足があるので、そこで法人税を2%上げる。これで五千億円できる。あと酒税を20%程度アップして二千億円の税を稼ぐ。あとは乱診状態といいますか、理屈のない増税といいますか、かき集めです。」こう書いているのです。税調の責任者が乱診状態——乱診というのはむちやくちやな診察で、富士見病院とかなんとかいつて何でもかんでも取つてしまえということが起きましたけれども、それと同じ乱診状態で理屈のない増税といいますか書き集めですと言つているのです。責任者がが乱診状態で理屈がなくてかき集めだと言つて、もうそんなそんな増税に国会が賛成するわけにはいかないのです。代理といえばやはりあなたの代理でしよう。ということは、あなたもそういうぐあいに思つてはいるということですか。

○小倉参考人 これで質問を終わります。

○小倉参考人 私は毛頭そういうふうに考えておりませんのであしからず。

○大原(一)委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、御多用中のところ御出席の上貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明二十四日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

昭和五十六年三月二十八日印刷

昭和五十六年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K